

第Ⅱ部 資料編



図 59 リベラルアーツカフェ「Yotteko(ヨッテコ)ができるまで」(2019. 6. 28)

資料 1 歴代館長一覧

代	氏名	在任期間
初	野田史朗	1991年4月1日～1994年3月31日
2	武村正男	1994年4月1日～1995年3月31日
3	高木繁伎	1995年4月1日～1997年3月31日
4	家田善彦	1997年4月1日～1998年3月31日
5	武田康	1998年4月1日～1999年3月31日
6	加藤大典	1999年4月1日～2002年3月31日
7	伊藤元二	2002年4月1日～2004年3月31日
8	織田定夫	2004年4月1日～2006年3月31日
9	河合一道	2006年4月1日～2008年3月31日
10	山口薫	2008年4月1日～2010年3月31日
11	本田保雄	2010年4月1日～2012年3月31日
12	森田茂	2012年4月1日～2013年3月31日
13	加古三津代	2013年4月1日～2014年3月31日
14	野澤達也	2014年4月1日～2016年3月31日
15	丹羽崇人	2016年4月1日～2017年3月31日
16	長屋徹	2017年4月1日～2019年3月31日
17	上田章博	2019年4月1日～2020年3月31日
18	澤田法明	2020年4月1日～2021年3月31日
19	近藤雅俊	2021年4月1日～2022年3月31日
20	平松哉人	2022年4月1日～

資料2 関係例規類

ここには、当館に関する関係例規類について、歴史的資料としての観点から、開館当初のもの（愛知芸術文化センター管理規則については、栄施設開館時のもの）を、すでに廃止されたものを含めて収録した。現行の例規類については、『愛知県法規集』や当館 Web サイト等で参照していただきたい。

なお、本県の図書館事業の沿革を知るための参考に、「(参考)旧条例」として当館に先行した愛知県立図書館と愛知県文化会館に関する条例について制定・公布当初のものを収録した。

1 例規

○ 愛知芸術文化センター条例（抜粋）（平成3年3月22日愛知県条例第2号）

（設置）

第一条 芸術文化の振興及び普及を図るため、愛知芸術文化センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターは、次に掲げる施設をもって構成する。

- 一 愛知県美術館
- 二 愛知県芸術劇場
- 三 愛知県文化情報センター
- 四 愛知県図書館

（位置及び業務）

第二条 センターの各施設の位置及び業務は、別表のとおりとする。

（運営）

第三条 センターは、センターを構成する各施設相互の連携を図ることにより、芸術文化に関する総合施設として有機的に運営されなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成三年四月一日から施行する。ただし、第五条及び第七条の規定並びに別表愛知県図書館の項業務の欄の規定中県民の利用に関する部分は同月二十日から、第一条第二項第一号から第三号まで及び同表愛知県美術館の項から愛知県文化情報センターの項までの規定は規則で定める日から施行する。

（新文化会館建設基金条例の一部改正）

2 略

別表（第二条関係）

施設の名称	位置	業務
愛知県美術館から愛知県文化情報センターの項略		

愛知県図書館	名古屋市中区	図書、記録その他の資料を収集し、整理し、及び保存して、県民に利用させること。
--------	--------	--

○ 愛知芸術文化センター愛知県図書館規則（平成3年4月19日愛知県規則第41号）

〔廃止〕平成4年10月28日愛知県規則第88号

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 図書館の管理

第一節 通則（第二条—第四条）

第二節 図書等の館内利用（第五条—第七条）

第三節 図書等の館外貸出し（第八条—第十五条）

第四節 図書等の郵送による貸出し（第十六条—第十八条）

第三章 雑則（第十九条—第二十一条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、愛知芸術文化センター愛知県図書館（以下「図書館」という。）の管理に関する事項を定めるものとする。

第二章 図書館の管理

第一節 通則

（休館日）

第二条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- 一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（日曜日に該当する場合を除く。）
- 二 月曜日及び毎月第三火曜日（これらの日が前号に掲げる日に該当する場合は、その翌日）
- 三 十二月二十八日から翌年一月四日まで
- 四 整理期間（年間十五日以内で総長が定める日をいう。）

2 総長は、必要があると認めるときは、臨時に前項

の休館日を変更し、又は休館日を設けることができる。

(利用時間)

第三条 図書館の利用時間は、火曜日から金曜日までは午前十時から午後八時までとし、土曜日及び日曜日は午前十時から午後六時までとする。ただし、児童図書室及び視覚障害者資料室にあっては、午前十時から午後五時までとする。

2 総長は、必要があると認めるときは、臨時に前項の利用時間を変更することができる。

(入館の禁止等)

第四条 総長は、めいてい者その他図書館の秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者又は図書館の施設に損害を加え、若しくは加えるおそれのある者に対し、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

第二節 図書等の館内利用

(図書等の利用手続)

第五条 館内で図書、記録その他の資料（以下「図書等」という。）を利用しようとする者は、自由に閲覧することができる。ただし、書庫内資料、視聴覚資料又はマイクロ資料を利用しようとする者は、資料請求票（様式第一）を館長に提出し、その貸出しを受けなければならない。

(図書等の対面朗読)

第六条 視覚に障害がある者で館長が必要と認めたものは、対面朗読室を利用して対面朗読を受けることができる。

(複写の申込み)

第七条 図書等の複写をしようとする者は、複写申込書（様式第二）を館長に提出しなければならない。

2 前項の申込みに基づいて行った図書等の複写については、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）の規定による責任は、当該申込みを行った者が負わなければならない。

第三節 図書等の館外貸出し

(貸出しを受けることができる者)

第八条 図書等の館外貸出しを受けることができる者は、次のとおりとする。

- 一 県内に住所若しくは居所を有し、又は通勤し、若しくは通学する者
- 二 その他館長が適当と認める者

(利用カードの交付等)

第九条 図書等の館外貸出しを受けようとする者は、

あらかじめ利用カード申込書（様式第三）を館長に提出し、利用カード（様式第四）の交付を受けなければならない。

2 利用カードの有効期間は、その発行の日から起算して三年以内とする。

(館外貸出しの手続等)

第十条 図書等の館外貸出しを受けようとする者は、利用カードを提出し、その貸出しを受けなければならない。

2 同時に館外貸出しを受けることができる図書等の数は、一人につき三冊以内とし、当該図書等の貸出し期間は、貸出しを受けた日から起算して十五日以内とする。

(館外貸出禁止の図書等)

第十一条 次に掲げる図書等は、館外貸出しをすることができない。

- 一 貴重図書
- 二 参考図書類
- 三 郷土資料
- 四 特許資料及び規格類
- 五 新聞、雑誌等の逐次刊行物
- 六 視聴覚資料
- 七 マイクロ資料
- 八 その他館長が指定するもの

(氏名等の変更届)

第十二条 利用カードの交付を受けた者は、その氏名、住所、勤務先、通学先又は電話番号を変更した場合は、速やかにその旨を館長に届け出なければならない。

(利用カードの紛失届等)

第十三条 利用カードの交付を受けた者は、当該利用カードを紛失した場合は、速やかにその旨を館長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があったときは、当該利用カードは、その効力を失う。

3 第一項の規定により届出をした者には、利用カードを再交付する。

(利用カードの譲渡等の禁止)

第十四条 利用カードの交付を受けた者は、当該利用カードを改ざんし、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(館外貸出期間中の返納)

第十五条 館長は、必要があると認める場合は、図書

等の館外貸出しを受けた者に対し、その貸出期間中においても当該図書等の返納を求めることができる。

第四節 図書等の郵送による貸出し

(郵送による貸出し)

第十六条 県内に住所を有する者で身体上の障害のため来館することができないと館長が認めたものは、図書等の郵送による貸出しを受けることができる。

(郵送による貸出しの登録)

第十七条 図書等の郵送による貸出しを受けようとする者は、館長に郵送貸出しの申込みをし、登録を受けなければならない。

(郵送料)

第十八条 郵送貸出しに要する郵送料は、県が負担する。

第三章 雑則

(図書等の利用の停止)

第十九条 館長は、図書等を利用する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、図書等の利用を停止することができる。

- 一 この規則又はこれに基づく規程に違反したとき。
- 二 館長の指示に従わないとき。
- 三 図書等の返納を怠ったとき。
- 四 図書等を亡失し、又は損傷したとき。

(損害賠償)

第二十条 図書館を利用する者は、故意又は過失によって施設、附属設備及び図書等を損傷し、滅失し、又は亡失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第二十一条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理に関し必要な事項は、総長が定める。ただし、図書等の利用に関し必要な事項は、館長が定める。

附 則

この規則は、平成三年四月二十日から施行する。

様式第1～様式第4 略

○ 愛知芸術文化センター管理規則(抜粋) (平成4年10月28日愛知県規則第88号)

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、愛知芸術文化センター(以下「センター」という。)の管理する事項を定めるものとする。

第二章 センターの管理

第一節 通則

(休館日)

第二条 センターの各施設の休館日は、次のとおりとする。

愛知県美術館から愛知県文化情報センターの項略	
愛知県図書館 (以下「図書館」という。)	休日(月曜日に該当する場合を除く。) 月曜日及び毎月の第三火曜日(これらの日が休日に該当する場合は、その翌日以降の最初の休日でない日) 十二月二十八日から翌年一月四日まで 整理期間(年間十五日以内で総長が定める日をいう。)

2 総長は、必要があると認めるときは、臨時に前項の休館日を変更し、又は休館日を設けることができる。

(利用時間)

第三条 センターの各施設の利用時間は、次のとおりとする。

美術館から文化情報センターの項略	
図書館	午前十時から午後八時(土曜日及び日曜日にあつては、午後六時)まで。ただし、児童図書室及び視覚障害者資料室にあつては、午前十時から午後五時まで

2 略

3 センターの各施設の長は、必要があると認めるときは、臨時に第一項の利用時間又は入館時間を変更することができる。

(入館の禁止等)

第四条 総長及びセンターの各施設の長は、めいめい者その他センターの秩序を乱し若しくは乱すおそれがある者又はセンターの施設に損害を加え、若しくは加えるおそれのある者に対し、センターへの立入りを禁じ、又は立ち退かせることができる。

第三節 図書館の管理

第一款 図書等の館内利用

(図書等の利用手続)

第二十四条 図書館の館内で、図書等を利用しようとする

する者は、自由に閲覧することができる。ただし、書庫内資料、視聴覚資料又はマイクロ資料を利用しようとする者は、資料請求票(様式第十五)を図書館長に提出しその貸出しを受けなければならない。

(図書等の対面朗読)

第二十五条 視覚に障害がある者で図書館長が必要と認めたものは、対面朗読室を利用して対面朗読を受けることができる。

(複写の申込み)

第二十六条 図書等の複写をしようとする者は、複写申込書を図書館長に提出しなければならない。

2 第十五条第二項の規定は、前項の申込みに基づいて行った図書等の複写について準用する。

第二款 図書等の館外貸出し

(貸出しを受けることができる者)

第二十七条 図書等の館外貸出しを受けることができる者は、次のとおりとする。

- 一 県内に住所若しくは居所を有し、又は通勤し、若しくは通学する者
- 二 その他図書館長が適当と認める者

(館外貸出禁止の図書等)

第二十八条 次に掲げる図書等は、館外貸出しをすることができない。

- 一 貴重図書
- 二 参考図書類
- 三 郷土資料
- 四 特許資料及び規格類
- 五 新聞、雑誌等の逐次刊行物
- 六 視聴覚資料
- 七 マイクロ資料
- 八 その他図書館長が指定するもの

(利用カードの交付等)

第二十九条 図書等の館外貸出しを受けようとする者は、あらかじめ利用カード申込書(様式十六)を図書館長に提出し、利用カード(様式十七)の交付を受けなければならない。

(準用)

第三十条 第十七条第二項及び第十八条から第二十二条までの規定は、図書館の図書等の館外貸出しについて準用する。この場合において、第十八条第三項、第十九条、第二十条第一項及び第二十二条中「所長」とあるのは、「図書館長」と読み替えるものとする。

第三款 図書等の郵送による貸出し

(郵送による貸出し)

第三十一条 県内に住所を有する者で身体上の障害のため来館することができないと図書館長が認めたものは、図書等の郵送による貸出しを受けることができる。

(郵送による貸出しの登録)

第三十二条 図書等の郵送による貸出しを受けようとする者は、図書館長に郵送貸出しの申込みをし、登録を受けなければならない。

(郵送料)

第三十三条 郵送貸出しに要する郵送料は、県が負担する。

第四款 利用の停止

(図書等の利用の停止)

第三十四条 第二十三条の規定は、図書館の図書等の利用の停止について準用する。この場合において、同条中「所長」とあるのは、「図書館長」と読み替えるものとする。

第三章 雑則

(損害賠償)

第三十五条 センターを利用する者は、故意又は過失によってセンターの施設、附属設備、美術品等及び図書等を損傷し、滅失又は亡失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第三十六条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、総長が定める。ただし、次に掲げる利用等に関し必要な事項は、センターの各施設の長が定める。

- 一 美術館の展示室の利用
- 二 美術品等の模写及び複写
- 三 芸術劇場のホール及びリハーサル室の利用
- 四 文化情報センターの催事室及びアートプラザの利用
- 五 文化情報センター及び図書館の図書等の利用

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成四年十月三十日から施行する。(愛知芸術文化センター愛知県図書館規則の廃止)
- 2 愛知芸術文化センター愛知県図書館規則(平成三年愛知県規則第四十一号)は、廃止する。(経過措置)
- 3 この規則の施行の際、現に前項の規定による廃止

前の愛知芸術文化センター愛知県図書館規則（以下「旧規則」という。）第九条第一項の規定により交付を受けている利用カードは、第二十九条の規定により交付を受けた利用カードとみなす。

4 この規則の施行の際、現に旧規則の規定に基づきなされている図書等の館外貸出し、図書等の郵送による貸出し又は郵送貸出しの登録は、この規則の相当規定に基づきなされたものとみなす。

（愛知県公印規則の一部改正）

5 略

【参考】準用条文

（複写の申込み）

第十五条 略

2 前項の申込みに基づいて行った図書等の複写については、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）の規定による責任は、当該申込みを行った者が負わなければならない。

（利用カードの交付等）

第十七条 略

2 利用カードの有効期間は、その発行の日から起算して三年以内とする。

（館外貸出しの手続き等）

第十八条 アートライブラリーの図書等の館外貸出しを受けようとする者は、利用カードを提出し、その貸出しを受けなければならない。

2 同時に館外貸出しを受けることができる図書等の数は、一人につき三冊以内とし、当該図書等の貸出期間は、貸出しを受けた日から起算して十五日以内とする。

3 所長は、必要あると認める場合は、前項の貸出し冊数及び貸出期間を変更することができる。

（氏名等の変更届）

第十九条 利用カードの交付を受けた者は、その氏名、住所、勤務先、通学先又は電話番号を変更した場合は、速やかにその旨を所長に届け出なければならない。

（利用カードの紛失届等）

第二十条 利用カードの交付を受けた者は、当該利用カードを紛失した場合は、速やかにその旨を所長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があったときは、当該利用カードは、その効力を失う。

3 第一項の規定により届出をした者には、利用カードを再交付する。

（利用カードの譲渡等の禁止）

第二十一条 利用カードの交付を受けた者は、当該利用カードを改ざんし、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（館外貸出期間中の返納）

第二十二条 所長は、必要があると認める場合は、アートライブラリーの図書等の館外貸出しを受けた者に対し、その貸出期間中においても当該図書等の返納を求めることができる。

（図書等の利用停止）

第二十三条 所長は、図書等を利用する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、図書等の利用の停止をすることができる。

- 一 この規則又はこれに基づく規程に違反したとき。
- 二 所長の指示に従わないとき。
- 三 図書等の返納を怠ったとき。
- 四 図書等を亡失し、又は損傷したとき。

2 収集方針・利用規程等

○ 愛知芸術文化センター愛知県図書館資料収集方針（平成3年4月1日施行）

【全部改正】平成20年4月1日

第1 趣旨

県民の幅広い知的要求に応えるため、国内外において出版された主な資料を常に利用できるように資料の収集・整備をはかる。また、情報提供機関として、県民の各分野、各年齢層にわたる人々の教養・調査研究・レクリエーション活動等に必要な資料・情報を提供できるような蔵書構成に努める。

第2 収集の基本方針

1 収集対象資料

幼児を対象とした資料から各分野の専門的資料にいたるまで図書、非図書資料にわたって幅広く収集する。

2 収集の方法

収集の方法は購入、寄贈、寄託等による。

3 選択基準（資料選択にあたっての通則）

- (1) 思想的・宗教的・党派的立場にとらわれることなく、公平かつ偏りなく選択する。
- (2) 資料の内容、著者、発行者、所蔵資料との

関連等を勘案して選択する。

(3) 参考図書類は各分野にわたって網羅的に収集する。

(4) 利用頻度の高いもの、2室以上に配置することが必要な図書等は複数収集を考慮する。

(5) 各種出版情報・書評等を十分に活用する。

第3 収集対象資料の種類及び範囲

1 図書

国内で発行される図書については、可能なかぎり幅広く収集する。また、外国図書については、各分野にわたって必要な範囲で収集する。

2 地域資料

愛知県を中心とした郷土資料、行政資料を網羅的に収集する。

3 逐次刊行物

国内で発行される雑誌については、広範囲に収集する。また、外国雑誌については、可能なかぎり収集する。

新聞については、全国紙・ブロック紙のほか、県内をはじめ中部圏において発行されている地方紙等を幅広く収集する。また、代表的な外国紙を幅広く収集する。

特許については、国内、国外にわたって重点的に収集する。

4 視聴覚資料

録音資料（オーディオテープ、オーディオディスク等）及び映像資料（ビデオテープ、ビデオディスク、紙芝居等）を収集する。

5 マイクロ資料

図書等の形態で入手できないものはマイクロフィルムで収集する。

6 視覚障害者資料

視覚障害者用として録音図書及び点字図書を収集する。

7 パンフレット

図書・雑誌等の資料を補完するものとしてパンフレット、リーフレットを収集する。

8 磁気資料

磁気テープ等による各種データベースの収集を考慮する。

第4 資料別収集基準

1 図書

(1) 国内図書

① 新刊書

ア 各分野について教養書・概説書から専門書・学術書にいたるまで広範囲に収集する。

イ 各分野について利用価値の高い参考図書は網羅的に収集する。

ウ 全集・著作集・叢書等は重点的に収集する。

エ 諸外国の国情及び国際関係の理解を目的とする図書は可能なかぎり収集する。

オ 同一本が各種の形態で刊行される文芸作品等は厳選する。

カ 大活字本は可能なかぎり収集する。

② 古書

ア 各分野で絶版となっている古典や名著で本館未所蔵のものは、可能なかぎり収集する。

イ 既に所蔵している全集・著作集・叢書等の欠本は鋭意収集に努める。

ウ 本館未所蔵の参考図書で資料的価値の高いものは、可能なかぎり収集する。

③ 官公庁刊行物

ア 政府刊行物で主要な白書・統計・調査報告書等を収集する。

イ 地方自治体の刊行物は地方史（誌）を含めて主要なものを収集する。

④ 科学技術資料

ア 主要な団体規格を収集する。

イ 科学技術・産業関係の基本的な参考図書、専門書、技術・研究報告書は、特許・工業規格関連図書を含めて重点的に収集する。

ウ 地場産業関係資料及び地元産業の振興に寄与する資料は広範囲に収集する。

⑤ 児童書

ア 新刊書は絵本を含めて可能なかぎり収集する。

イ 児童文学・児童文化研究のための参考図書と専門書は広範囲に収集する。

ウ 利用の多いものについては複数購入を考慮する。

(2) 外国図書

① 新刊書

ア 各分野の主要な参考図書を収集する。

イ 各分野で定評のある全集・著作集・叢書及び単行書、各種の受賞作品のうち主要なものを収集する。

ウ 日本に関して記述された図書及び日本文学の外国語訳は積極的に収集する。

エ 諸外国の政治・経済・社会・文化等に関する図書及び国際関係の理解に資する図書は可能なかぎり収集する。

② 科学技術資料

ア 主要な国際規格・国家規格・団体規格を収集する。

イ 本館が収集する外国特許・工業規格類に関連する参考図書と専門書は重点的に収集する。

ウ 海外における科学技術の発展動向の把握に役立つ技術・研究報告書は可能なかぎり収集する。

③ 国連資料

ア 国連総会によって設立された各委員会及び各機関の刊行物は網羅的に収集する。

イ 国連専門機関及び関連機関の刊行物は必要な範囲で収集する。

④ 児童書

ア 諸外国の代表的な絵本を収集する。

イ 各国の童話・民話等については、主として英語で記述されたものを中心に収集する。

ウ 各国の児童文学・児童文化研究のため参考図書と専門書は可能なかぎり収集する。

2 地域資料

ア 愛知県関係の図書資料は、隣接県の関連資料を含めて重点的に収集する。

イ 愛知県行政資料は網羅的に収集する。

ウ 愛知県内の国の出先機関及び県内市町村の主要な刊行物は可能なかぎり収集する。

3 逐次刊行物

(1) 雑誌

① 国内雑誌

ア 市販されるものについては、各分野にわたって広範囲に収集する。ただし、類似の主題内容をもつもの及び娯楽雑誌については厳選する。

イ 学会、協会、試験研究機関、その他団体等が限定頒布するものうち必要なものについては、入手ルートを確認して収集に努める。

ウ 県内及び中部圏域の主要な雑誌は可能なかぎり収集する。

エ 児童向け雑誌は必要な範囲で収集する。

オ 文献検索のための書誌索引誌、科学技術関連の抄録誌等は可能なかぎり収集する。

② 外国雑誌

ア 日本に関連の深い主要国の国情を通観し得る一般誌・総合誌を収集する。

イ 各分野にわたって国際的に評価の高い専門誌を収集する。

ウ 文献検索のための書誌索引誌、科学技術関連の抄録誌等は可能なかぎり収集する。

(2) 新聞

① 国内紙

全国紙・主要ブロック紙・中部圏内の県域紙及び経済紙等にわたって幅広く収集する。

② 外国紙

主要国の代表紙を収集する。

(3) 特許

① 国内特許

ア 特許公報類は全部門を収集する。

イ 特許公報類に関連する目録・目次・

索引等は網羅的に収集する。

② 外国特許

主としてアメリカ、イギリス、ドイツ等の特許明細書及びそれらの抄録誌を収集する。

4 視聴覚資料

(1) 録音資料

ア クラシック音楽、ポピュラー音楽及び邦楽については、内外の主要な作曲家・演奏家の作品を収集する。

イ 各国の民謡をはじめ民俗舞踊・民俗芸能に付随する音楽については、その国の代表的なものを収集する。

ウ 演芸資料（講談・浪曲・落語・漫才等）については、名作とされるものを収集する。

エ 語学資料・教材及び特定の主題をもった資料（朗読・講演・対談・解説・ドキュメンタリー等）については、教育性・記録性・実用性に留意して収集する。

オ 唱歌・童謡などの児童向け作品は必要な範囲で収集する。

(2) 映像資料

ア 映画・演劇資料については、名作とされるものをはじめ各種の受賞作品など評価の定まった作品を収集する。

イ 音楽資料については、内外の優れた作曲家・演奏家の演奏会実況や記録作品を収集する。

ウ 童話・民話等のアニメーション（動画）は必要な範囲で収集する。

オ 生涯学習・教養・レクリエーション等に役立つ映像資料は積極的に収集する。

(3) 紙芝居

ア 童話・民話及び優れた創作ものを収集する。

イ 児童の成長や学習に役立つ生活指導・自然観察・行事等に関する作品は可能なかぎり収集する。

5 マイクロ資料

通常の印刷物として入手できない資料あるいは利用と保存のうえから効率的なものは、マイクロ資料で収集する。

6 視覚障害者資料

(1) 録音図書

ア 生活・教養・学習・レクリエーションのうえで利用価値の高いものを中心に収集する。

イ 利用者の要求を考慮しつつマザーテープを自館作成する。

(2) 点字図書

市販されているものについて、利用者の要求を勘案しつつ収集する。

(3) 録音図書・点字図書の作成・利用・サービス等に関する資料は積極的に収集する。

7 パンフレット

一般の図書形態では刊行されない内容をもったパンフレット類については、所蔵資料との関連に留意しつつ収集する。

8 磁気資料

通常の図書・雑誌・マイクロフィルム等の資料ではサービスのうえで対応できない場合、又は特定分野の情報源として利用上の効率が顕著である場合は、磁気ディスク・磁気テープ等によるデータベースの収集を考慮する。

第5 資料収集計画書の作成

適正な予算執行をはかるため、毎年度当初に資料収集計画書を作成するものとする。

附 則

この方針は、平成3年4月1日から実施する。

○ 愛知芸術文化センター愛知県図書館利用規程（平成3年4月20日施行）

【全部改正】平成30年4月1日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知芸術文化センター愛知県図書館規則（平成3年愛知県規則第41号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、愛知芸術文化センター愛知県図書館（以下「図書館」という。）の利用に関して必要な事項を定めるものとする。（サービス業務）

第2条 図書館は、次に掲げるサービス業務を行う。

- (1) 図書館の図書、記録その他の資料（以下「図書等」という。）の館内利用
- (2) 図書等の館外貸出し
- (3) 読書案内、読書相談及び参考調査
- (4) 県内の公立図書館その他の図書館等に対する参考調査及び図書等の相互貸借
- (5) 視覚障害者に対する対面朗読、資料の作成及び電辞サービス
- (6) 図書等の複写
- (7) 移動図書館の運営
- (8) 講演会、鑑賞会、展示会等の文化活動の開催及びその奨励
- (9) その他館長が必要と認めるサービス業務（入館の禁止等）

第3条 次に掲げる者は、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

- (1) めいてい者、伝染病疾患のある者その他他人に著しく不快感を与える者
- (2) 館内の秩序を乱し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれのある者
- (3) 図書館の施設設備をき損し、又はき損のおそれのある者
- (4) 規則又は館長の指示に従わない者（入館者の心得）

第4条 入館者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 館内においては、静粛にし、他人に迷惑をかけること。
- (2) 所定の場所以外で喫煙、飲食等をしないこと。
- (3) 館内に私物を放置したまま退館又は長時間の離席をしないこと。（図書等の区分及び配置）

第5条 図書等は、次のとおり区分し、開架又は書庫に配置するものとする。ただし、館長は、事情によりこれを変更することができる。

- (1) 一般参考
- (2) 人文科学
- (3) 社会科学
- (4) 自然科学
- (5) 新聞・雑誌
- (6) 児童図書
- (7) 地域資料

- (8) 科学技術
- (9) 国際資料
- (10) 図書館学資料
- (11) 視聴覚資料
- (12) マイクロ資料
- (13) 視覚障害者資料
- (14) 移動図書館資料

第2章 館内利用

（開架資料の利用）

第6条 開架資料は、館内で自由に利用することができる。

（書庫内資料の利用）

第7条 書庫内資料を利用しようとする者は、資料請求票を提出し、館内で自由に利用することができる。ただし、新聞の本紙版および縮刷版にあつては、書庫閲覧コーナーで利用しなければならない。

2 同時に利用することができる書庫内資料の数は、1人につき6冊以内とする。ただし、館長が必要と認めるときは、この限りでない。

3 資料請求票の受付及び書庫内での利用は、閉館30分前までとする。

（貴重書書庫資料の利用）

第8条 貴重書書庫資料を利用しようとする者は、資料請求票を提出し、指定された場所で利用しなければならない。

2 同時に利用することができる貴重書書庫資料の数は、1人につき6冊以内とする。ただし、館長が必要と認めるときは、この限りでない。

3 貴重書書庫資料の利用は、閉館30分前までとする。

（視聴覚資料又はマイクロ資料の利用）

第9条 視聴覚資料又はマイクロ資料を利用しようとする者は、資料請求票を提出し、指定された場所で利用しなければならない。

2 視聴覚資料は、1点ずつ利用することとし、同時に利用することができるマイクロ資料の数は、1人につき5点以内とする。ただし、館長が必要と認めるときは、この限りでない。

3 資料請求票の受付は、閉館30分前までとする。

第3章 視覚障害者資料室の利用

（対象者）

第10条 視覚障害者資料室を利用できる者は、次のとおりとする。

(1) 視覚障害による身体障害者手帳の交付を受けている者

(2) その他館長が適当と認める者

2 利用の申込みは、電話、口頭又は郵便で行うものとする。

(録音図書の作成のための著作権処理)

第 11 条 録音図書を作成するときは、図書館において、著作権所有者の許諾を得るものとする。

(図書等の対面朗読)

第 12 条 規則第 6 条の規定による対面朗読は、1 回につき 2 時間以内とする。ただし、他の予約がない場合は、その時間を延長することができる。

2 対面朗読の申込みは、前日までにしなければならない。ただし、他に申込みがない場合は、当日の申込みも受け付けるものとする。

第 4 章 複写

(複写の範囲)

第 13 条 図書館での複写は、著作権法 (昭和 45 年法律第 48 号) 第 31 条の規定に基づき行うものとする。

(複写禁止の図書等)

第 14 条 次に掲げる図書等は、複写をすることができない。

(1) 貴重図書

(2) 複写することにより破損のおそれあるもの

(3) 視聴覚資料

(4) 複製資料等でその入手条件として複写が禁止されているもの

(5) その他館長が複写することを不相当と認めたもの

(複写の受付時間及び料金)

第 15 条 複写の受付時間及び料金は、館長が別に定めるものとする。

(使用する複写機器)

第 16 条 図書等の複写は、指定された複写機器により行わなければならない。ただし、館長が適当と認めるときは、この限りでない。

第 5 章 図書等の館外貸出

(貸出しを受けることができる者)

第 17 条 規則第 8 条第 2 号に規定する館長が適当と認める者には、愛知県に隣接する県内に住所又は居所を有する者を含むものとする。

(利用カードの交付等)

第 18 条 規則第 9 条の規定により利用カード申込書

を提出する場合は、次のいずれかに掲げる証明書を提示しなければならない。

(1) 身分証明書

(2) 健康保険証

(3) 運転免許証

(4) 住民票の写し

(5) 身体障害者手帳

(6) 母子手帳

(7) 敬老手帳

(8) 学生証

(9) 生徒手帳

(10) その他前各号のいずれかに準ずるものと館長が認めるもの

(氏名等の変更届)

第 19 条 規則第 12 条の規定による届出は、利用カード変更届 (様式 1) によるものとする。

(利用カードの紛失届等)

第 20 条 規則第 13 条第 1 項の規定による届出は、利用カード紛失届 (様式 2) によるものとする。

2 前項の届出がないときに、紛失した利用カードを使用されたことにより発生した損害は、当該利用カードの交付を受けた者の負担とする。

(利用カードの譲渡等の禁止)

第 21 条 規則第 14 条の規定に違反して利用カードを他人に譲渡し、又は貸与したことにより発生した損害は、当該利用カードの交付を受けた者の負担とする。

(館外貸出しの予約)

第 22 条 利用カードの交付を受けた者は、希望する図書等が館外貸出し中であつたときは、館外貸出しの予約をすることができる。

2 同時に館外貸出しの予約をすることができる図書等の数は、1 人につき 3 冊以内とする。

3 館外貸出しの予約は、リクエストカード (様式 3) による。

4 予約された図書等が返却された場合は、館外貸出しの予約をした者に、連絡票 (様式 4) 又は電話により速やかに連絡するものとする。

5 前項の連絡があつた日から 7 日間が経過したときは、館外貸出しの予約はなかつたものとみなす。

(転貸の禁止)

第 23 条 館外貸出しを受けた図書等は、他人に転貸してはならない。

2 前項に違反して転貸したことにより発生した損害は、当該利用カードの交付を受けた者の負担とする。
(返却を怠った者に対する処置)

第 24 条 館長は、返却期限までに図書等を返却しなかった者があるときは、督促状(様式5)又は電話により督促するものとする。

2 館長は、前項の督促によっても返却されないときは、返却しない者に対して損害賠償を求めることができる。

(損害賠償)

第 25 条 館外貸出しを受けた者が、図書等を亡失し、又はき損し、若しくは著しく汚損したときは、速やかに図書亡失届(様式6)を提出し、同一の図書等によって損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他やむを得ない理由によるものと館長が認めた場合は、この限りでない。

第 6 章 郵送による貸出

(対象者)

第 26 条 規則第 16 条の規定により郵送による貸出しを受けることのできる者は、次のとおりとする。

(1) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)による身体障害者手帳の交付を受けた者(視覚による身体障害を持つ者に限る。)

(2) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)による身体障害者手帳の交付を受けた者又は戦傷病者特別援護法(昭和 38 年法律第 168 号)による戦傷病者手帳の交付を受けた者で、公職選挙法施行令第 59 条の 2 に該当する程度の障害を持つもの

(3) その他館長が特に必要と認めた者

(郵送による貸出しの申込み等)

第 27 条 郵送による貸出しを受けようとする者は、あらかじめ電話、口頭又は郵便により登録の申込みをし、登録を受けなければならない。

2 前項の申込みに際しては、身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付番号、交付年月日、障害の種別及び等級等を明らかにしなければならない。

3 第 1 項の規定による登録は、視覚による身体障害を有する者にあつては、図書貸出券により、その他の身体障害を有する者にあつては、利用カードにより行うものとする。

4 前項の図書貸出券の有効期間は、その日から起算して 3 年以内とする。

(郵送による貸出しの手続き等)

第 28 条 郵送による貸出しの登録を受けた者は、電話又は郵便により郵送による貸出しを申し込むことができる。

2 郵送による貸出しの返却は、郵便で行うものとする。

(郵送による貸出しの冊数および期間)

第 29 条 同時に郵送による貸出しを受けることのできる図書等の数は、視覚障害者資料にあつては、原本 3 冊分、視覚障害者資料を除く図書等にあつては、1 人につき 3 冊以内とし、貸出しの期間は、郵送に要する期間を除いて 15 日以内とする。

2 館長は、他の予約のないときは貸出しの期間の延長を認めることができる。

(氏名等の変更届)

第 30 条 郵送による貸出しの登録を受けた者は、その氏名、住所等を変更した場合は、速やかにその旨を電話又は郵便により館長に届け出なければならない。

(郵送による貸出し禁止の図書等)

第 31 条 次に掲げる図書等は、郵送による貸出しをすることができない。

(1) 規則第 11 条各号に掲げる図書等

(2) 1 冊 3 キログラムを超える図書等

(3) 長さ、幅及び厚さの合計が、1.5 メートルを超える図書等

第 7 章 相互貸借

(相互貸借の対象となる図書館等)

第 32 条 図書等の相互貸借の対象となる図書館等(以下「図書館等」という。)は、次のとおりとする。

(1) 県内の公立図書館

(2) 国立国会図書館

(3) 都道府県立図書館

(4) その他館長が適当と認めた図書館、及び図書館に準ずる機関

(相互貸借の貸出手続き)

第 33 条 図書館から相互貸借による貸出しを受けようとする図書館等は、文書により館長に申し込むものとする。ただし、前条第 1 号に規定する図書館及び館長が適当と認めた図書館にあつては、ファックス等により申し込むことができる。

(相互貸借の貸出し禁止等の図書等)

第 34 条 次に掲げる図書等は、相互貸借による貸出しをすることができない。

(1) 輸送が困難な図書等

- (2) 損傷のおそれのある図書等
- (3) その他館長が不相当と認めた図書等
(貸出しの期間)

第 35 条 相互貸借による貸出しの期間は、1 月以内とする。ただし、貸出しを受けた図書館等（以下「借受館」という。）から貸出しの期間内に申出があったときは、1 月以内に限り、その貸出しを延長することができる。

2 前項の貸出しの期間は、図書等を貸し出した日（郵送による場合にあっては、発送した日）から、当該図書等が図書館に返却される日までとする。

(貸出しの数)

第 36 条 同時に相互貸借による貸出しを受けることのできる図書等の数は、100 冊以内とする。ただし、館長が図書館の業務に支障がないと認めたときは、この限りではない。

(貸し出した図書等の利用)

第 37 条 貸し出した図書等の利用は、借受館の定めによるものとする。ただし、館長が必要と認めたときは、その利用に制限を加えることができる。

(借受館の責任)

第 38 条 借受館は、図書等を受領したときから当該図書等が図書館に返却されるときまでの間、その保管の責を負うものとする。

2 借受館は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、その旨を館長に連絡しなければならない。

- (1) 損傷した図書等を受領したとき。
- (2) 受領すべき図書等が到着しなかったとき。
- (3) 受領した図書等を亡失し、又は損傷したとき。
- (4) 返送の途中において図書等が亡失し、又は損傷したことを知ったとき。

(経費の負担)

第 39 条 相互貸借による貸出しに要する費用は、貸出しについては図書館が負担し、返却については借受館がそれぞれ負担するものとする。ただし、館長が必要と認めるときは、この限りでない。

(他の図書館等からの図書等の借用)

第 40 条 図書館に希望する図書等がない場合、利用者は、他の図書等の借用を館長に申し込むことができる。

2 前項の申込みは、図書借用申込書（様式 7）による。

3 借用した図書等の貸出しの期間及び貸出し条件等

については、貸出しを行った図書館等の定めによるものとする。

第 8 章 移動図書館

(移動図書館の目的)

第 41 条 県内の読書施設にめぐまれない地域を定期的に巡回し、図書館奉仕を行い読書活動の推進をはかる。

(移動図書館の貸出対象者)

第 42 条 移動図書館による図書等の貸出しを受けることができる者は、県内市町村教育委員会とする。

(移動図書館による貸出対象図書等)

第 43 条 移動図書館の貸出対象図書等は次のとおりとする。ただし、館長が適当と認めるときは、この限りでない。

- (1) 移動図書館用の図書等
- (2) 規則第 11 条各号に掲げるものを除く図書等
(貸出しの手続き等)

第 44 条 移動図書館による図書等の貸出しは、市町村教育委員会に一括して行うものとする。

2 移動図書館による図書等の貸出し及び返却は、所定の駐車場で行う。

(申請)

第 45 条 移動図書館の巡回を受けようとするときは、あらかじめ市町村教育委員会が館長に巡回申請書（様式 8）を提出するものとする。

2 移動図書館の巡回期日は、毎年度当初に通知する。
(貸出しの期間等)

第 46 条 移動図書館による図書等の貸出しの期間は、当該巡回日から次の巡回日時までとする。

2 移動図書館による図書等の貸出しを受ける者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 市町村教育委員会責任者を選定すること
- (2) 図書等の亡失又は汚破損のないよう注意すること

(報告)

第 47 条 移動図書館による図書等の貸出し終了後、毎回、図書利用報告書（様式 9）により報告するものとする。

(損害賠償)

第 48 条 移動図書館の図書等を亡失し、又はき損し、若しくは著しく汚損した者は、速やかに移動図書館図書亡失届（様式第 10）を提出し、同一の図書又はそれに相当する代価により損害を賠償しなければなら

らない。ただし、天災その他やむを得ない理由によるものと館長が認めた場合は、この限りでない。

2 賠償に関する事務は、市町村教育委員会が行うものとする。

(駐車場の設置及び廃止)

第 49 条 移動図書館の駐車場の設置及び廃止については、市町村教育委員会と協議の上、定めるものとする。

第9章 AVホール

(AVホールの使用)

第 50 条 AVホールは、図書館の視聴覚資料を同時に 10 人以上で利用する場合に使用できる。

(使用できる日及び時間)

第 51 条 AVホールを使用できる日は、休館日を除く日とする。

2 使用できる時間は、午前 10 時から午後 5 時までとする。ただし、館長が必要と認めたときは、使用時間を変更できる。

3 1 回の使用は、視聴覚資料 1 点とする。ただし、館長が必要と認めたときは、この限りでない。

(使用の承認)

第 52 条 AVホールを使用しようとする者は、AVホール使用申込書(様式第 11)を、使用しようとする日の 1 月前から前日までの間に提出しなければならない。

2 使用者は、他人に使用の権利を転貸してはならない。

(使用の不承認)

第 53 条 館長は、使用しようとする者が営利を目的とし、又は館長が管理上支障があると認めたときは、使用を承認しない。

(使用の制限)

第 54 条 館長は、使用者がこの規定に違反し、又は館長が特に認めたときは、使用の条件を変更し、又は停止し、若しくは使用の承認を取消することができる。

(使用者の義務)

第 55 条 使用者は、使用を終了したとき、又は使用の承認を取消され、若しくは使用を停止されたときは、施設設備等を原状に復するものとする。

(雑則)

第 56 条 この規程に定めるもののほか、図書等の利用に関し必要となる事項は、館長が定める。

附 則

この規程は、平成 3 年 4 月 20 日から施行する。

様式第 1～様式第 11 略

○ 愛知芸術文化センター愛知県図書館協議会開催要項(平成 4 年 3 月 1 日施行)

[廃止] 平成 18 年 3 月 31 日

(設置)

第 1 条 愛知芸術文化センター愛知県図書館における業務の円滑な運営を図るため、愛知芸術文化センター愛知県図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 図書館サービスに関すること
- (2) 資料の収集に関すること
- (3) その他図書館の運営のために必要な事項

(組織)

第 3 条 この協議会は、10 人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、図書館長が選任する。

- (1) 図書館に関して専門的知識を有する者
- (2) 学識経験を有する者

3 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 4 条 協議会に会長を置き、会長は委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を主宰する。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数が出席しなければ開催することができない。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、愛知芸術文化センター愛知県図書館管理課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この要項に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成 4 年 3 月 1 日から施行する。

(参考) 旧条例

○ 愛知県立図書館設置に関する条例 (昭和25年12月7日愛知県条例第47号)

〔廃止〕昭和28年3月28日愛知県条例第11号

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号)による愛知県立図書館を名古屋市千種区城山町二丁目90番地に設置する。

(業務)

第2条 愛知県立図書館は、県民の教育と文化の発展に寄与するため、次の業務を行う。

- 一 図書館資料の収集、一般公衆への利用提供
- 二 図書館資料の分類、排列及びその目録の整備
- 三 図書館資料利用のための相談
- 四 他の図書館又は図書室との資料の相互貸借
- 五 貸出文庫、自動車文庫の経営
- 六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の開催
- 七 時事に関する情報及び参考資料の紹介並びに提供
- 八 その他必要な事項

(委任)

第3条 前条に定めるものの外、必要な事項は、愛知県教育委員会が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

○ 愛知県営造物条例(抜粋)(昭和28年3月28日愛知県条例第9号)

〔廃止〕昭和39年3月27日愛知県条例第42号

(目的)

第1条 この条例は、法令及び特別の定のあるものを除く外、営造物の設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「営造物」とは、県民の福祉を増進するため特定の行政の目的に供される継続的施設の一体をいう。

(総括)

第3条 知事は、営造物に関する制度を整備し、必要な調整をする等営造物に関する事務を総括する。

第2章 営造物の設置

(設置の原則)

第4条 営造物を設置するに当っては、県民の利用に最も便利であるように交通の事情、官公署との関係、営造物の規模等について適当な考慮が払われなければならない。

(設置)

第5条 直接県民が使用する営造物その他県民の福祉に寄与する重要な営造物は、別表第一及び別表第二のとおり設置する。

2 前項の営造物以外の営造物は、規則又は教育委員会規則の定めるところにより設置する。

附則

1 この条例は、昭和28年4月1日から施行する。

2～3 略

別表第二

区分	営造物の名称	位置
教育文化関係営造物	愛知県立女子短期大学から愛知県立岡崎ろう学校の項略	
	愛知県立図書館	名古屋市千種区

○ 愛知県文化会館条例(抜粋)(昭和39年3月27日愛知県条例第15号)

〔廃止〕平成4年3月25日愛知県条例第30号

(設置)

第1条 県民の文化及び教養の向上を図るため、愛知県文化会館(以下「会館」という。)を設置する。

(名称、位置等)

第2条 会館の名称及び位置並びに会館における業務は、別表第一のとおりとする。

(会館の利用)

第4条 次の各号に掲げる者は、会館の利用について館長の許可を受けなければならない。

- 一 展示室、講堂又は集会室を利用して、展覧会、鑑賞会、講演会、講習会等を開催しようとする者
 - 二 研究室又は視聴覚室において、図書、記録その他の資料(次項において「図書等」という。)を利用して調査又は研究をしようとする者
- 2 図書等を閲覧するために入館しようとする者は、前項の許可を受けた同項第2号に掲げる者を除き、入館票の交付を受けなければならない。
- 3 館長は、会館の管理上必要があるときは、第1項の許可に条件を付けることができる。

附則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

別表第一

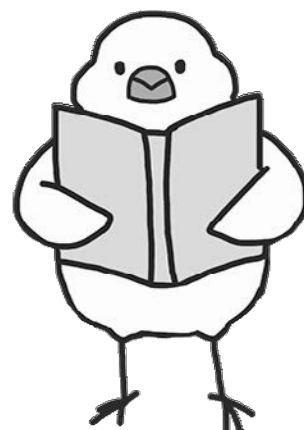
名称	位置	業務
愛知県文化会館	名古屋市東区	一 絵画、工芸品その他の美術品等を展示し、又はこれらを展示する者に展示室及び集会室を利用させること。 二 音楽、舞踊、演劇等

		の鑑賞会若しくは講演会、講習会等を開催し、又はこれらを開催する者に講堂、集会室その他の施設を利用させること。
--	--	--

		三 一般公衆に図書、記録その他の資料を利用させること。
--	--	-----------------------------

県図書キャラクター図鑑 7 ポタ

「あいちBook サポーター」のイメージキャラクター。
 愛知県弥富市にルーツがある白文鳥。
 好きな食べ物は餅菜（もちな）。
 本を読むのが大好きで、図書館の仕事をお手伝いしている。



資料3 統計

1 経費

(1) 建設事業経費一覧（1986～1990年度）

項目	決算金額(千円)	事業内容	
I 建築関連経費	17,883,500		
1 建設費	7,551,893	建築工事	4,700,000千円
		電気工事	688,000千円
		受変電工事	265,000千円
		管工事	228,000千円
		空調工事	740,000千円
		エレベーター工事	170,000千円
		電話設備工事	12,500千円
		環境整備工事	267,285千円
		植栽工事	44,805千円
		建築付帯工事	198,275千円
		モニュメント関係作成費	30,781千円
		埋蔵文化財発掘調査費	188,908千円
		テレビ電波障害対策費	18,339千円
		2 建築設計費	207,649
建築実施設計費	98,000千円		
監理費	68,899千円		
3 建設用地購入費	9,732,784	敷地面積	10,120.24㎡
4 初度備品購入費	391,174		
II 資料収集費	1,306,717		
資料収集費	1,306,717	1988年度～1990年度	
		図書	206,001冊
		A V ・ マイクロ資料	21,386点
		視覚障害者資料	9,872点
		新聞・雑誌	3,300点
		規格類	67件
		その他資料	3,468点
III 電算システム開発関連経費	675,781		
1 電算システム開発費	187,876	電算システム基本設計費（1986年度）	
		電算システム詳細設計費（1988年度）	
		電算システムプログラム作成費（1989年度）	
		電算システム総合運用準備費（1990年度）	
2 電算システム運用経費	170,695	電算機借上費（1989年度～1990年度）	
		電算機器操作費（1990年度）	
3 書誌データ入力費	317,210	和書データ入力	461,800件
		洋書データ入力	65,500件
		雑誌データ入力	5,810件
		A V データ入力	10,030件
		読み付与処理	467,610件
		典拠データ入力	194,200件
		典拠コントロール処理	461,800件
		既蔵資料装備費	463,000点
IV 開館準備関連経費	110,454		
開館準備関連経費	110,454	資料等移転経費（1990年度）	
		新図書館施設管理費（1990年度）	
		事業運営準備費（1990年度）	
		開館記念式典（1990年度）	
		開館記念事業経費（1990年度）	
合計	19,976,452		

※1) 一覧には、人件費・事務経費・建設委員会経費・コンペ経費等は含まない。

(2) 図書館運営費推移 (1991～2020 年度)

(単位：千円)

年度	資料費				整理費	書架購入費	電算システム運用費	サービス事業費	市町村図書館振興費		その他の事業費	合計	
	うち図書	うち新聞雑誌	うちAV資料	うちその他					うち資料費	事業費			
1991	200,000	107,502	40,624	8,100	43,774	27,630	—	260,323	21,810	8,113	3,150	—	517,876
1992	200,000	91,502	40,624	5,997	61,877	27,298	—	266,627	25,166	8,906	3,150	—	527,997
1993	200,000	88,502	39,441	5,687	66,370	22,395	—	266,482	21,891	8,152	2,658	—	518,920
1994	200,000	89,515	39,783	5,687	65,015	22,375	—	255,999	28,805	11,845	2,706	—	519,024
1995	193,551	83,635	39,783	5,118	65,015	20,143	—	256,028	27,160	11,605	2,436	—	508,487
1996	164,518	92,032	38,708	5,118	28,660	26,771	—	235,561	32,140	9,526	2,190	—	468,516
1997	164,518	89,167	38,709	5,118	31,524	25,059	—	234,555	29,016	9,029	2,138	—	462,177
1998	148,067	80,376	34,786	4,611	28,294	21,782	—	227,774	28,237	8,945	2,138	—	434,805
1999	89,032	46,366	24,324	3,312	15,030	12,057	—	240,650	21,896	6,100	1,704	—	369,735
2000	72,565	49,404	17,046	2,674	3,441	10,374	—	180,145	19,081	4,698	1,490	—	286,863
2001	72,966	49,836	17,046	2,639	3,445	6,993	2,705	176,818	17,767	4,432	1,325	—	281,681
2002	72,966	49,836	17,046	2,639	3,445	6,698	2,408	173,852	16,311	3,971	1,190	—	276,206
2003	72,966	49,836	17,046	2,639	3,445	6,557	6,000	155,747	15,802	3,574	1,077	—	260,646
2004	72,966	49,846	17,046	2,639	3,435	6,036	5,550	108,853	15,214	3,422	970	—	212,041
2005	72,966	49,846	17,046	2,639	3,435	5,561	17,000	64,124	14,586	3,364	970	—	177,601
2006	82,966	57,846	18,046	3,539	3,535	4,936	1,130	80,767	13,876	3,131	977	—	186,806
2007	83,673	57,794	18,046	3,539	4,294	4,923	5,460	59,839	15,501	2,991	970	—	172,387
2008	83,673	57,794	18,046	3,539	4,294	5,987	23,414	60,032	15,553	2,990	981	—	191,649
2009	82,558	56,192	18,058	4,148	4,160	5,924	3,720	37,630	14,420	4,966	978	—	149,218
2010	81,982	55,765	17,763	4,118	4,336	5,610	—	37,030	13,368	3,752	686	—	141,742
2011	72,940	49,550	15,871	3,345	4,174	4,762	—	35,585	14,734	3,352	286	—	131,373
2012	68,000	46,291	14,965	2,891	3,853	4,415	—	30,511	13,089	3,368	200	—	119,383
2013	68,844	47,105	14,935	2,921	3,883	4,147	—	57,528	13,837	3,344	181	—	147,700
2014	62,582	42,912	14,176	2,136	3,358	4,509	—	22,265	12,567	3,439	185	—	105,362
2015	61,051	41,747	13,883	2,102	3,319	4,509	—	22,265	12,081	3,439	182	737	104,082
2016	56,456	38,541	12,736	1,870	3,309	4,480	—	25,315	11,851	3,369	182	8,626	110,097
2017	49,977	32,675	12,546	1,553	3,203	4,445	—	22,055	12,422	3,362	182	716	92,977
2018	44,814	27,902	12,525	1,119	3,268	3,946	—	21,430	12,643	3,349	145	96	86,278
2019	40,567	22,832	12,603	1,472	3,660	3,725	—	57,673	11,391	4,396	184	5,855	123,607
2020	36,767	20,661	11,276	802	4,028	2,347	—	26,149	10,678	5,987	186	226	82,154

※2) 職員給与、管理運営費を除く。

※3) 1991年度から2007年度までは最終予算額、2008年度以降は当初予算額。

※4) 市町村図書館振興費は、1998年度以前は市町村図書館協力費、移動図書館費に分けられていた。

※5) 2015年度から「その他の事業費」を追加した。

2 所蔵

(1) 図書等・その他の紙資料 (1991～2020 年度)

各年度3月31日現在
(単位：冊)

年度	図書等										その他の紙資料			
	図書(和書)	図書(洋書)	小計	製本雑誌・製本新聞・製本特許	加除法規類	規格類	点字資料(タイトル)	点字資料(冊数)	計	貸出文庫用図書	合計	紙芝居	電話帳	地図(1枚もの)
1991	511,399	74,247	585,646	128,432	1,657	(257)	1,900	719,838	20,563	740,401	1,184	709	7,788	
1992	539,799	76,453	616,252	137,737	1,572	(301)	1,958	759,903	19,314	779,217	1,357	709	7,833	
1993	566,568	78,409	644,977	147,864	1,584	(320)	1,997	798,982	18,507	817,489	1,424	710	7,833	
1994	592,437	80,190	672,627	155,023	1,584	(344)	2,038	833,971	17,874	851,845	1,480	656	7,762	
1995	615,420	81,459	696,879	162,110	1,597	(352)	2,153	865,598	17,342	882,940	1,603	624	7,921	
1996	639,485	83,281	722,766	169,644	1,978	(392)	2,319	899,710	16,294	916,004	1,774	605	7,975	
1997	664,294	84,722	749,016	176,020	2,019	(414)	2,550	932,823	15,191	948,014	1,838	606	7,970	
1998	685,257	85,846	771,103	180,655	1,028	1,064	(448)	2,724	957,595	14,151	971,746	1,858	615	7,981
1999	696,876	86,668	783,544	182,682	990	1,089	(486)	2,895	971,200	15,523	986,723	1,860	611	7,998
2000	710,013	87,137	797,150	186,360	950	1,090	(526)	2,973	988,523	16,900	1,005,423	1,858	620	8,002

(3) 紙以外の資料②：視覚障害者用録音資料（1991～2020年度）

各年度3月31日現在

年度	カセットテープ		デジジ-図書		マルチメディアデジジ-図書		計		年度	カセットテープ		デジジ-図書		マルチメディアデジジ-図書		計	
	(タイトル)	(巻数)	(タイトル)	(枚数)	(タイトル)	(枚数)	(タイトル)	(点数)		(タイトル)	(巻数)	(タイトル)	(枚数)	(タイトル)	(枚数)	(タイトル)	(点数)
1991	—	—	—	—	—	—	(1,336)	8,786	2006	(2,444)	15,922	(92)	96	—	—	(2,536)	16,018
1992	—	—	—	—	—	—	(1,449)	9,609	2007	(2,500)	16,281	(108)	113	—	—	(2,608)	16,394
1993	—	—	—	—	—	—	(1,612)	10,574	2008	(2,535)	16,554	(118)	123	—	—	(2,653)	16,677
1994	—	—	—	—	—	—	(1,668)	10,892	2009	(2,575)	16,788	(155)	160	—	—	(2,730)	16,948
1995	—	—	—	—	—	—	(1,737)	11,374	2010	(2,596)	16,902	(250)	255	—	—	(2,846)	17,157
1996	—	—	—	—	—	—	(1,842)	11,972	2011	(2,600)	16,926	(378)	384	—	—	(2,978)	17,310
1997	—	—	—	—	—	—	(1,890)	12,368	2012	(2,602)	16,937	(499)	505	—	—	(3,101)	17,442
1998	—	—	—	—	—	—	(1,967)	12,801	2013	(2,603)	16,943	(599)	605	—	—	(3,202)	17,548
1999	—	—	—	—	—	—	(2,023)	13,187	2014	(2,605)	16,950	(663)	669	—	—	(3,268)	17,619
2000	—	—	—	—	—	—	(2,077)	13,547	2015	(2,607)	16,957	(771)	777	(2)	2	(3,380)	17,736
2001	(2,140)	13,985	(41)	41	—	—	(2,181)	14,026	2016	(2,607)	16,949	(857)	865	(10)	10	(3,474)	17,824
2002	(2,221)	14,452	(42)	42	—	—	(2,263)	14,494	2017	(2,608)	16,955	(911)	919	(53)	53	(3,572)	17,927
2003	(2,283)	14,848	(52)	55	—	—	(2,335)	14,903	2018	(2,610)	16,962	(963)	971	(65)	65	(3,638)	17,998
2004	(2,342)	15,219	(55)	58	—	—	(2,397)	15,227	2019	(2,611)	16,968	(1,008)	1,016	(75)	75	(3,694)	18,059
2005	(2,339)	15,610	(72)	76	—	—	(2,471)	15,686	2020	(2,612)	16,974	(1,066)	1,074	(80)	80	(3,758)	18,128

(4) 逐次刊行物受入数（継続分）推移（1992～2021年度）

各年度4月1日現在

(単位：タイトル数)

年度	新聞	雑誌	特許	規格類	加除法規類	有価証券報告書
1992	180	4,082	71		36	1
1993	180	4,016	81		36	1
1994	183	3,919	91		34	1
1995	177	3,708	80		33	1
1996	178	3,655	67		38	1
1997	179	3,588	66		39	1
1998	172	3,452	65		39	1
1999	110	3,031	—	24	31	—
2000	85	2,744	—	2	12	—
2001	79	2,641	—	2	12	—
2002	78	2,657	—	2	11	—
2003	79	2,690	—	2	10	—
2004	80	2,715	—	2	11	—
2005	87	2,740	—	2	10	—
2006	92	2,644	—	2	10	—
2007	101	2,606	—	2	12	—
2008	100	2,625	—	2	12	—
2009	100	2,703	—	2	12	—
2010	105	2,661	—	2	12	—
2011	99	2,568	—	1	9	—
2012	96	2,432	—	1	9	—
2013	97	2,366	—	1	9	—
2014	100	2,213	—	1	9	—
2015	103	2,143	—	1	6	—
2016	98	2,134	—	1	6	—
2017	95	2,099	—	1	6	—
2018	94	2,009	—	1	6	—
2019	94	1,939	—	1	6	—
2020	88	1,895	—	1	3	—
2021	83	1,780	—	1	3	—

3 利用

(1) 入館者数・新規登録者数・個人館外貸出数（1991～2020年度）

(単位：入館者・新規登録者：人、個人館外貸出：冊（A V資料：点、視覚障害者用資料：タイトル）)

年度	開館 日数	入館者数	新規登録者数			個人館外貸出数					合計
			一般	児童	計	一般図書	児童書	図書計	A V資料	視覚障害者 用資料	
1991	254	987,000	41,028	13,027	54,055	307,224	131,377	438,601	-	523	439,124
1992	272	1,076,000	28,011	4,408	32,419	406,908	135,859	542,767	-	477	543,244
1993	269	1,073,000	28,433	4,251	32,684	453,883	125,457	579,340	-	700	580,040
1994	268	1,018,000	36,464	5,801	42,265	463,728	106,119	569,847	-	1,175	571,022
1995	270	984,900	34,940	4,450	39,390	462,232	90,031	552,263	-	984	553,247
1996	267	923,593	30,844	3,402	34,246	430,205	78,462	508,667	-	1,143	509,810
1997	269	888,242	31,051	3,095	34,146	404,495	67,957	472,452	-	1,420	473,872
1998	271	900,254	29,941	2,956	32,897	389,631	62,338	451,969	-	1,708	453,677
1999	261	809,180	25,837	2,319	28,156	330,979	47,816	378,795	-	1,696	380,491
2000	268	747,121	23,988	2,195	26,183	290,490	50,137	340,627	-	1,375	342,002
2001	269	763,322	21,469	1,879	23,348	265,197	48,063	313,260	-	1,320	314,580
2002	269	726,193	20,303	1,653	21,956	304,277	64,997	369,274	50,449	1,248	420,971
2003	271	715,074	18,722	1,505	20,227	296,556	63,901	360,457	56,549	1,124	418,130
2004	267	686,348	16,703	1,295	17,998	282,526	60,953	343,479	61,030	1,017	405,526
2005	268	651,008	16,181	822	17,003	269,890	66,236	336,126	61,684	998	398,808
2006	268	637,822	15,645	850	16,495	283,101	70,290	353,391	64,195	949	418,535
2007	282	688,915	15,756	961	16,717	312,512	73,697	386,209	63,908	1,380	451,497
2008	282	744,846	16,185	848	17,033	342,960	79,607	422,567	71,830	1,309	495,706
2009	283	722,779	15,962	804	16,766	386,160	87,960	474,120	76,035	1,243	551,398
2010	282	702,187	15,678	924	16,602	377,272	89,592	466,864	75,323	1,230	543,417
2011	283	668,025	14,895	947	15,842	369,039	91,585	460,624	84,129	1,063	545,816
2012	282	653,438	14,605	805	15,410	370,336	87,918	458,254	79,101	932	538,287
2013	280	614,901	13,589	836	14,425	365,815	86,967	452,782	81,077	967	534,826
2014	282	607,148	14,826	871	15,697	353,742	86,451	440,193	80,418	1,150	521,761
2015	285	602,615	13,807	879	14,686	358,352	87,541	445,893	86,921	790	533,604
2016	282	583,865	12,784	827	13,611	331,938	84,296	416,234	80,067	842	497,143
2017	282	554,821	12,490	1,191	13,681	311,007	85,804	396,811	74,930	983	472,724
2018	281	529,750	12,182	858	13,040	298,317	81,355	379,672	73,377	613	453,662
2019	264	504,796	11,389	953	12,342	270,769	79,113	349,882	65,037	537	415,456
2020	266	341,146	11,040	731	11,771	224,829	69,247	294,076	51,031	547	345,654

※10) 2004年度までは中学生以下を児童としていたが、2005年度からは小学生以下を児童とした。

(2) 年度別・分類別図書個人館外貸出冊数（1991～2020年度）

(単位：冊)

年度	総記	哲学・総記	歴史・地理	社会科学	自然科学	技術・生活	産業	芸術・スポーツ	語学	文学	絵本	パンフレット	紙芝居	ラストワン	合計
1991	11,843	19,982	27,794	63,225	35,011	35,843	11,901	42,502	10,087	128,792	38,973	137	12,511	-	438,601
1992	16,723	24,481	39,776	90,232	45,010	48,389	16,730	50,576	13,220	144,375	42,424	337	10,494	-	542,767
1993	17,928	27,285	47,390	104,027	48,738	53,796	18,657	52,935	14,361	146,623	37,714	366	9,520	-	579,340
1994	19,250	26,566	47,538	108,636	47,821	54,279	19,342	52,274	14,121	141,774	30,767	405	7,074	-	569,847
1995	19,482	26,292	49,092	110,376	47,777	55,690	19,322	49,396	14,086	130,432	24,254	383	5,681	-	552,263
1996	17,435	24,014	46,659	102,302	44,629	51,888	17,642	43,511	13,046	121,309	21,093	561	4,578	-	508,667
1997	15,786	23,042	44,271	94,553	41,009	49,584	16,809	40,134	11,641	111,650	19,306	664	4,003	-	472,452
1998	15,092	22,342	42,749	91,207	39,868	47,706	16,872	38,573	10,318	104,858	18,839	616	2,929	-	451,969
1999	12,591	19,437	35,709	77,531	34,724	43,417	14,169	32,429	8,801	82,455	13,946	2,097	1,489	-	378,795
2000	10,557	17,557	32,304	68,729	30,924	38,846	12,143	27,788	7,905	72,994	14,665	914	5,301	-	340,627
2001	9,255	16,001	28,234	64,122	28,587	35,875	11,298	25,975	7,325	65,564	15,019	771	5,234	-	313,260
2002	9,547	18,579	33,050	75,960	34,668	37,208	14,692	29,700	13,311	74,442	21,147	542	6,428	-	369,274
2003	9,336	18,638	31,930	69,573	32,076	38,079	12,041	31,504	8,705	79,686	22,201	568	6,120	-	360,457
2004	9,778	17,962	31,225	67,018	30,637	36,210	11,168	28,985	8,331	74,792	20,910	473	5,990	-	343,479
2005	9,757	16,428	30,555	62,219	29,485	34,516	11,255	27,596	7,580	75,117	24,111	932	6,575	-	336,126

(続き) 年度別・分類別図書個人館外貸出冊数 (1991～2020 年度)

年度	総記	哲学・総記	歴史・地理	社会科学	自然科学	技術・生活	産業	芸術・スポーツ	語学	文学	絵本	パンフレット	紙芝居	ラストワン	合計
2006	9,719	18,133	31,761	64,721	28,819	36,059	12,197	27,804	7,260	81,550	27,566	904	6,898	-	353,391
2007	10,689	19,528	34,107	69,467	30,142	37,845	14,352	30,877	8,067	92,590	30,953	699	6,893	-	386,209
2008	11,394	20,608	35,982	72,180	34,922	42,399	16,627	34,820	9,088	105,261	30,980	697	7,609	-	422,567
2009	12,448	21,517	41,701	78,503	39,247	48,119	20,024	37,879	10,293	119,807	35,095	709	8,778	-	474,120
2010	12,701	21,606	39,983	77,163	37,307	46,903	19,921	37,105	11,133	118,995	36,101	547	7,399	-	466,864
2011	12,385	21,238	40,404	74,356	35,251	45,292	18,899	36,744	10,766	118,905	38,029	372	7,983	-	460,624
2012	13,200	22,645	40,864	74,596	35,273	45,324	17,500	36,973	11,345	115,850	36,896	373	7,415	-	458,254
2013	12,942	21,417	40,521	71,501	34,377	44,041	18,780	38,357	11,036	114,851	37,793	285	6,881	-	452,782
2014	11,764	21,396	38,200	68,483	35,200	44,140	17,044	35,543	10,144	113,543	37,166	249	7,315	6	440,193
2015	12,366	21,533	39,504	68,572	34,624	44,207	18,454	36,489	10,662	113,237	38,749	283	7,185	28	445,893
2016	12,248	20,771	37,246	64,621	32,549	38,748	16,054	33,285	9,247	107,535	37,335	193	6,323	79	416,234
2017	12,223	20,136	35,260	58,520	31,169	36,854	14,395	31,536	8,272	103,004	38,670	185	6,513	74	396,811
2018	12,210	19,059	35,068	54,553	31,838	35,048	12,741	29,946	8,394	98,591	36,319	196	5,615	94	379,672
2019	10,923	17,596	31,731	49,966	30,487	32,156	11,743	26,758	7,762	89,098	36,505	136	4,927	94	349,882
2020	9,369	14,864	25,355	43,763	24,765	26,139	10,295	21,522	6,394	73,248	34,054	101	4,012	195	294,076

(3) 書庫資料利用状況推移 (1991～2020 年度)

(単位: 利用者数:人、出納冊数:冊 (マイクロ資料:点))

年度	利用者数	出納冊数					計	年度	利用者数	出納冊数					計
		図書	雑誌	特許	貴重図書	マイクロ資料				図書	雑誌	特許	貴重図書	マイクロ資料	
1991	37,280	68,396	15,888	13,409	471	5,697	103,861	2006	35,890	69,187	41,465	8,168	394	3,923	123,137
1992	48,953	87,065	21,288	18,492	701	4,305	131,851	2007	34,687	67,261	38,478	5,662	841	4,241	116,483
1993	57,482	107,164	25,432	27,893	798	5,765	167,052	2008	36,006	68,631	38,631	3,903	438	5,271	116,874
1994	66,050	125,736	27,388	38,203	620	4,928	196,875	2009	35,871	66,588	45,477	2,663	608	3,944	119,280
1995	63,576	120,638	28,394	40,242	612	5,099	194,985	2010	34,266	62,915	43,787	3,407	663	3,900	114,672
1996	60,604	112,452	33,382	37,160	607	6,231	189,832	2011	33,660	61,468	37,549	-	588	3,150	102,755
1997	57,404	107,115	35,288	39,622	481	9,666	192,172	2012	31,481	60,738	34,275	-	310	2,625	97,948
1998	57,537	105,922	41,420	35,874	570	7,794	191,580	2013	29,768	59,278	29,566	-	321	2,502	91,667
1999	54,124	98,120	43,187	23,156	603	6,713	171,779	2014	30,737	60,840	30,152	-	336	2,292	93,620
2000	52,350	93,150	39,684	13,732	508	7,248	154,322	2015	29,648	59,790	27,181	-	245	3,287	90,503
2001	49,409	87,204	40,377	13,553	660	6,011	147,805	2016	30,131	59,788	37,514	-	202	5,755	103,259
2002	48,292	87,652	41,098	9,224	455	7,255	145,684	2017	28,521	59,670	29,254	-	237	2,308	91,469
2003	45,717	85,983	35,471	8,493	555	5,490	135,992	2018	26,429	55,945	29,381	-	520	2,255	88,101
2004	39,854	75,685	37,829	8,254	577	5,831	128,176	2019	24,329	50,364	24,830	-	240	2,666	78,100
2005	36,690	69,598	42,577	9,365	617	5,161	127,318	2020	18,297	38,166	18,614	-	160	1,289	58,229

※12) マイクロ資料の出納利用者数・点数には、1991 年度～2004 年度途中まで A V・マイクロ室で出納していた分を含む。

(4) A V 資料 (A V 室内) 利用状況推移 (1991～2012 年度)

(単位: 点)

年度	映像資料			計	録音資料			合計	年度	映像資料			計	録音資料			合計
	ビデオテープ	LD	DVD		カセットテープ	CD	映像資料			ビデオテープ	LD	DVD		カセットテープ	CD		
1991	21,851	8,083	-	29,934	722	10,197	10,919	40,853	2002	3,096	2,892	-	5,988	82	2,610	2,692	8,680
1992	19,107	11,612	-	30,719	798	10,115	10,913	41,632	2003	3,180	2,816	-	5,996	88	2,121	2,209	8,205
1993	17,461	11,407	-	28,868	536	9,546	10,082	38,950	2004	3,051	2,828	2	5,881	36	1,947	1,983	7,864
1994	17,337	11,300	-	28,637	424	9,177	9,601	38,238	2005	2,813	2,888	5	5,706	38	1,636	1,674	7,380
1995	17,309	10,591	-	27,900	329	8,000	8,329	36,229	2006	2,757	2,897	59	5,713	17	1,267	1,284	6,997
1996	17,307	9,661	-	26,968	250	6,582	6,832	33,800	2007	2,618	2,882	74	5,574	6	1,073	1,079	6,653
1997	17,644	8,938	-	26,582	257	5,837	6,094	32,676	2008	2,694	2,862	190	5,746	10	1,342	1,352	7,098
1998	17,893	8,241	-	26,134	281	6,412	6,693	32,827	2009	2,935	2,675	286	5,896	3	1,392	1,395	7,291
1999	16,634	7,726	-	24,360	235	5,549	5,784	30,144	2010	2,598	2,589	406	5,593	5	1,226	1,231	6,824
2000	16,143	8,736	-	24,879	216	5,805	6,021	30,900	2011	2,180	2,536	455	5,171	13	1,393	1,406	6,577
2001	15,400	8,650	-	24,050	127	5,859	5,986	30,036	2012	1,642	2,690	616	4,948	22	874	896	5,844

(5) レファレンス受付件数推移 (1991～2020 年度)

(単位：件数)

年度	口頭	電話	文書	合計	年度	口頭	電話	文書	合計
1991	15,398	8,091	357	23,846	2006	23,696	7,657	454	31,807
1992	25,420	13,171	989	39,580	2007	26,703	8,496	557	35,756
1993	32,569	14,652	1,226	48,447	2008	27,895	7,428	432	35,755
1994	29,072	15,061	1,480	45,613	2009	30,855	7,860	379	39,094
1995	30,888	14,328	1,489	46,705	2010	29,742	8,350	390	38,482
1996	23,252	10,224	1,635	35,111	2011	29,134	8,988	344	38,466
1997	23,533	8,303	2,107	33,943	2012	29,369	9,251	288	38,908
1998	20,647	8,876	2,064	31,587	2013	28,861	8,794	326	37,981
1999	19,826	10,439	2,112	32,377	2014	28,027	9,340	366	37,733
2000	24,507	11,350	2,216	38,073	2015	26,793	8,563	300	35,656
2001	23,171	7,958	1,972	33,101	2016	25,073	7,913	271	33,257
2002	17,807	6,309	2,156	26,272	2017	25,062	8,587	205	33,854
2003	17,153	6,041	2,121	25,315	2018	26,584	9,425	197	36,206
2004	20,626	5,970	672	27,268	2019	25,187	8,204	199	33,590
2005	21,912	6,084	461	28,457	2020	16,485	8,546	338	25,369

(6) 遠隔地返却制度の利用状況推移 (2012～2020 年度)

(単位：利用者数：人、返却資料：冊・点)

年度	対象自治体数		利用者数		計	返却資料		計
	尾張	三河	尾張	三河		(うちAV資料)		
						尾張	三河	
2012	5	13	198	545	743	716	1,782	2,498
						(53)	(168)	(221)
2013	5	13	243	532	775	840	1,676	2,516
						(66)	(146)	(212)
2014	5	13	206	528	734	741	1,716	2,457
						(45)	(214)	(259)
2015	5	13	278	565	843	1,048	1,823	2,871
						(82)	(239)	(321)
2016	5	13	271	540	811	865	1,702	2,567
						(45)	(264)	(309)
2017	6	14	248	554	802	875	1,738	2,613
						(27)	(239)	(266)
2018	6	15	258	657	915	898	2,210	3,108
						(29)	(271)	(300)
2019	6	15	251	640	891	764	2,082	2,846
						(41)	(283)	(324)
2020	6	15	127	395	522	415	1,334	1,749
						(9)	(170)	(179)

※13) 2011年9月から3月の7か月間、尾張部5自治体・三河部12自治体を対象に遠隔地返却制度の試行を実施した。期間中延べ269人、961冊の利用があった。

4 市町村立図書館等への支援

(1) 協力貸出数（1991～2020年度）

(単位：冊・点)

年度	県内			県外			合計	年度	県内			県外			合計
	図書	雑誌	A V資料	図書	雑誌	A V資料			図書	雑誌	A V資料	図書	雑誌	A V資料	
1991	1,287	-	-	287	-	-	1,574	2006	13,056	-	-	1,990	-	-	15,046
1992	4,049	-	-	442	-	-	4,491	2007	15,062	-	-	1,987	-	-	17,049
1993	6,274	-	-	822	-	-	7,096	2008	16,019	-	-	2,112	-	-	18,131
1994	9,694	-	-	1,017	-	-	10,711	2009	18,558	-	-	2,263	-	-	20,821
1995	12,749	-	-	1,098	-	-	13,847	2010	17,530	-	-	2,065	-	-	19,595
1996	13,300	-	-	1,478	-	-	14,778	2011	17,569	-	-	2,383	-	-	19,952
1997	13,492	-	-	1,818	-	-	15,310	2012	17,400	-	216	1,788	-	-	19,404
1998	12,840	-	-	2,106	-	-	14,946	2013	17,151	-	1,531	1,639	-	8	20,329
1999	11,154	-	-	2,119	-	-	13,273	2014	16,460	-	1,853	1,590	-	11	19,914
2000	10,662	-	-	1,909	-	-	12,571	2015	18,352	-	1,930	2,046	-	27	22,355
2001	12,000	-	-	2,317	-	-	14,317	2016	15,557	-	1,951	1,949	-	51	19,508
2002	13,189	-	-	2,035	-	-	15,224	2017	15,394	-	2,286	1,983	-	14	19,677
2003	13,285	-	-	1,993	-	-	15,278	2018	15,252	279	2,167	1,736	0	9	19,443
2004	12,228	-	-	2,005	-	-	14,233	2019	13,592	76	1,266	1,504	5	16	16,459
2005	12,590	-	-	2,067	-	-	14,657	2020	12,594	56	842	1,380	5	2	14,879

※14) 1991年度県外への図書貸出冊数には、県内その他の図書館を含む。

※15) A V資料のうち録音資料は、2013年1月から県内図書館に、8月から県外の図書館にも貸出開始した。

※16) 2018年度から雑誌の協力貸出を開始した。

(2) 移動図書館（地域巡回）地域別図書貸出状況推移（1991～1999年度）

(単位：冊)

年度	尾張	海部	知多	西三河	北設楽	南設楽	宝飯	渥美	合計	駐車場数	一駐車場あたり貸出冊数
1991	7,094	7,390	5,887	1,525	5,557	3,026	7,997	5,881	44,357	53	836.9
1992	4,782	7,854	5,374	742	5,680	3,010	8,082	5,645	41,169	47	875.9
1993	5,068	9,048	5,321	770	5,812	2,511	7,316	4,459	40,305	47	857.6
1994	4,605	6,407	5,004	831	6,170	2,154	7,709	2,144	35,024	45	778.3
1995	3,197	5,741	4,037	687	6,177	2,765	6,657	2,341	31,602	41	770.8
1996	3,657	5,110	3,928	-	5,755	3,686	6,762	2,346	31,244	38	822.2
1997	3,530	4,554	4,169	-	5,283	3,238	5,984	2,571	29,329	37	792.7
1998	3,110	3,844	4,018	-	5,139	2,993	6,061	2,181	27,346	37	739.1
1999	3,475	3,717	2,529	-	5,256	2,464	4,970	1,660	24,071	34	708.0

※17) 移動図書館は1999年度に地域巡回と事業名を変更。同事業は1999年度をもって事業終了。

(3) 貸出文庫利用状況推移（2002～2020年度）

(単位：冊・点)

年度	基本図書		流通図書		冊数計	年度	基本図書		流通図書		冊数計
	自治体数	冊数	自治体数	冊・点数			自治体数	冊数	自治体数	冊・点数	
2002	8	3,390	12	4,050	7,440	2012	3	831	4	2,173	3,004
2003	8	3,224	12	3,735	6,959	2013	3	1,037	4	2,250	3,287
2004	8	3,418	13	3,935	7,353	2014	3	1,066	4	2,250	3,316
2005	6	3,255	10	3,519	6,774	2015	3	969	4	2,100	3,069
2006	5	2,517	5	2,155	4,672	2016	3	965	4	2,100	3,065
2007	5	2,116	5	2,155	4,271	2017	3	773	4	1,524	2,297
2008	5	1,973	5	2,775	4,748	2018	2	661	4	1,524	2,185
2009	5	1,966	5	2,790	4,756	2019	2	661	4	1,524	2,185
2010	3	868	4	2,440	3,308	2020	2	568	4	1,524	2,092
2011	3	737	4	2,440	3,177						

※18) 2002年度から統計開始。

※19) 流通図書にはビデオ・紙芝居を含む。

(4) 当館経由の相互貸借数 (2001～2020 年度)

(単位: 冊)

年度	県内の図書館		他県の図書館		当館経由の相互貸借数計	
	貸出	借受	貸出	借受	貸出	借受
2001	4,164	4,164	-	-	-	-
2002	7,706	8,085	563	184	8,269	8,269
2003	13,333	13,278	307	362	13,640	13,640
2004	15,733	15,276	431	888	16,164	16,164
2005	18,519	16,606	767	3,115	19,286	19,721
2006	24,027	20,522	791	3,977	24,818	24,499
2007	28,230	24,749	1,297	4,867	29,527	29,616
2008	29,828	25,739	1,069	4,637	30,897	30,376
2009	37,631	31,923	1,281	6,851	38,912	38,774
2010	39,750	34,618	1,353	8,050	41,103	42,668
2011	39,798	34,163	1,517	8,477	41,315	42,640
2012	38,979	33,904	1,709	6,982	40,688	40,886
2013	39,150	34,612	1,994	6,774	41,144	41,386
2014	38,783	35,274	2,319	5,847	41,102	41,121
2015	43,319	39,171	2,581	6,657	45,900	45,828
2016	43,240	39,589	2,676	6,783	45,916	46,372
2017	43,856	39,956	3,005	8,185	46,861	48,141
2018	44,137	38,952	2,698	8,163	46,835	47,115
2019	42,429	39,582	2,753	7,459	45,182	47,041
2020	38,707	34,786	2,510	6,497	41,217	41,283

※20) 2001 年度から岐阜県と三重県、2004 年度から富山県、2007 年度から石川県、2015 年度から福井県との定期便を開始した。2001 年度他県分の統計は県内図書館に計上。

※21) 別に 2016 年 9 月から 12 月まで静岡県と定期便の試行を実施した。(貸出 157、借受 152)

(参考) 県内公共図書館数推移 (1991～2020 年度)

(単位: 館数)

年度	県立	市立	町村立	組合立	合計	年度	県立	市立	町村立	組合立	合計
1991	1	50	15	1	67	2006	1	73	17	-	91
1992	1	51	16	1	69	2007	1	73	17	-	91
1993	1	52	20	1	74	2008	1	75	16	-	92
1994	1	52	22	1	76	2009	1	75	16	-	92
1995	1	53	22	1	77	2010	1	78	14	-	93
1996	1	55	24	1	81	2011	1	82	11	-	94
1997	1	55	24	1	81	2012	1	83	10	-	94
1998	1	57	24	1	83	2013	1	84	10	-	95
1999	1	57	24	1	83	2014	1	86	10	-	97
2000	1	57	24	1	83	2015	1	86	10	-	97
2001	1	58	26	1	86	2016	1	87	10	-	98
2002	1	59	27	1	88	2017	1	87	10	-	98
2003	1	59	28	1	89	2018	1	88	10	-	99
2004	1	61	26	1	89	2019	1	89	10	-	100
2005	1	65	22	-	88	2020	1	90	10	-	101

※22) 分館を含む。

※23) 組合立図書館は、豊田加茂広域市町村圏事務処理組合の移動図書館

5 全国都道府県立図書館 蔵書冊数・職員数等調 (2021年4月1日)

都道府県	蔵書冊数	職員数			来館者数	資料費予算額 (臨時含) (千円)	参考受付件数	個人貸出数	図書館への貸 出冊数	開館日
		総数	専任	うち司書						
北海道	1,168,892	40	35	27	67,314	29,652	9,333	136,794	62,787	257
青森	969,243	37	21	11	201,121	67,511	8,458	202,141	6,576	322
岩手	814,964	66	8	2	247,196	20,227	15,888	194,133	1,936	326
宮城	1,154,104	86	42	14	286,573	52,135	22,428	594,075	14,279	284
秋田	1,046,400	44	26	11	265,910	39,969	19,224	350,915	19,456	303
山形	723,819	50	20	3	177,058	22,930	21,135	290,773	8,762	274
福島	1,021,226	35	34	27	113,657	37,194	9,755	143,296	4,629	251
茨城	947,277	67	28	8	133,340	66,437	4,478	202,421	7,415	-
栃木	768,689	30	25	11	35,867	21,040	8,030	55,998	8,044	257
群馬	863,169	42	22	8	121,315	44,508	17,072	220,623	10,567	242
埼玉	1,586,940	110	71	55	158,079	65,101	36,763	175,621	31,334	174
千葉	1,427,115	91	63	37	152,795	64,615	15,206	115,671	79,462	247
東京	2,696,207	150	99	70	81,602	317,008	48,276	-	59,681	193
神奈川	1,196,073	161	67	50	126,885	72,919	8,304	109,970	14,959	258
新潟	932,287	39	25	19	270,741	31,713	17,532	401,488	7,431	287
富山	915,302	35	22	16	101,164	41,562	6,087	135,373	17,160	267
石川	876,725	51	17	9	122,689	37,499	9,427	105,178	13,437	277
福井	1,362,649	44	29	19	515,577	44,682	15,607	645,891	11,396	265
山梨	677,688	52	26	20	269,150	47,969	28,649	280,475	6,100	297
長野	727,528	37	21	13	253,546	38,340	3,911	99,302	3,283	-
岐阜	1,090,356	72	31	18	234,978	72,500	7,487	272,881	9,535	220
静岡	889,700	46	37	17	121,793	59,208	6,722	115,161	6,731	289
愛知	1,182,337	76	39	33	341,146	33,249	25,369	345,107	14,879	266
三重	880,156	37	19	12	156,828	17,906	7,410	203,470	17,067	264
滋賀	1,495,389	32	28	24	188,061	62,953	5,127	662,611	32,165	256
京都	1,339,099	72	45	30	213,200	42,269	20,627	160,509	49,303	286
大阪	2,819,136	224	69	54	585,752	100,353	72,320	643,470	59,071	261
兵庫	668,711	33	21	15	95,245	20,404	4,554	36,628	10,379	250
奈良	762,724	53	20	13	294,249	37,223	17,883	218,037	10,964	252
和歌山	1,058,134	46	27	17	306,576	49,332	12,061	463,109	13,249	287
鳥取	1,210,987	49	24	17	192,988	101,856	14,551	396,551	109,291	325
島根	893,470	38	16	13	160,366	41,150	5,959	228,074	9,844	260
岡山	1,530,202	97	40	25	761,144	79,209	78,703	1,149,382	34,315	287
広島	815,465	45	21	14	136,653	46,129	6,797	159,435	5,433	287
山口	797,488	34	18	11	111,217	49,052	8,665	189,920	4,770	252
徳島	1,200,260	41	19	16	370,268	43,500	9,742	547,149	25,196	287
香川	1,056,021	46	13	9	373,213	33,998	16,049	821,206	7,178	291
愛媛	705,838	21	17	11	165,444	32,483	15,118	140,561	1,592	276
高知	821,398	46	30	22	-	107,699	-	-	-	269
福岡	870,808	58	35	16	174,205	73,628	49,191	370,070	14,623	252
佐賀	872,755	55	22	5	256,680	48,136	7,567	236,054	31,935	322
長崎	1,301,010	39	24	6	328,892	59,433	16,942	771,821	44,049	271
熊本	919,609	60	31	15	105,666	39,688	11,193	146,380	20,933	251
大分	1,220,684	61	32	17	275,192	48,142	13,640	476,608	24,228	290
宮崎	741,823	53	26	10	307,705	42,647	9,272	303,006	6,250	277
鹿児島	1,133,307	56	32	11	437,464	49,761	22,977	421,635	38,198	275
沖縄	909,650	108	26	8	280,451	32,722	14,581	327,328	3,894	246
平均	1,086,443	61	31	19	232,108	55,056	17,523	317,029	21,604	270

※24) 『日本の図書館 2021』(日本図書館協会)により作成。 ※25) 蔵書冊数には紙芝居を含む。

※26) 職員数の総数には臨時・委託・派遣を含む。(1500時間を1人とし、端数は切上げ。)

※27) 個人貸出冊数には、視覚障害者資料の貸出冊数は含まない。

資料4 年表

- この年表は、当館開設準備の期間及び当館の開館から30年間を対象としている。
- 当館及び県政の関連事項欄と県内公共図書館等の動向及び一般事項欄で構成している。当館及び県内公共図書館等に関わる事項については、分かりやすいようにゴシック体で表記した。
- 当館に関わる事項のうち企画展示、研修事業については、当館に関わるもの、広域にわたるものなど重要なもの以外は省略した。詳細は『事業年報』の記載を参照していただきたい。
- この30年の当館の歩みは、同時に県内公共図書館発展30年の歩みでもあることから、当館開館以降について県内公共図書館等の開館・名称変更等の事項も記載した。
- 年表記載事項は、月別に整理し、日付が分かるものは冒頭に丸印で日付を付し、日付順で整理した。日付が不詳のもの・確定できないもの等については、記載事項の冒頭に○を付し、日付の分かるものの後ろに事項名の五十音順で配列した。

西暦	元号	月	愛知県図書館及び県政の関連事項	県内公共図書館等の動向及び一般事項
1983	昭和58	4	○鈴木礼治知事 新文化会館構想の検討開始を表明	
		7	㊸新文化会館（仮称）構想懇談会設置	
1985	昭和60	3	⑧「新文化会館建設基金条例」公布 ㊸新文化会館（仮称）構想懇談会が「基本構想」を提言	
		4	①新文化会館建設事務局を総務部に設置	
		5		㊸産業関係公共図書館協議会発足
		7	①愛知県新文化会館建設委員会を設置	
1986	昭和61	3	㊸愛知県新文化会館建設委員会が建設基本計画を提言。新文化会館における新図書館の基本的な性格は次のとおりとされた。 ◇ 県民に開かれた図書館 ◇ 資料情報センターとしての図書館 ◇ 県内の市町村立図書館へのバックアップを行う図書館 ◇ 新文化会館の一翼を担う図書館 ㊸「愛知県公文書公開条例」「愛知県公文書館条例」公布	
		4		⑤国立大学共同利用機関として学術情報センター（NACSIS）設置
		7	①愛知県公文書館開館	
		8	⑧「新文化会館公開設計競技募集要項」発表	
		12	○図書館電算システム設計開始	
1987	昭和62	3	㊸新文化会館名城地区（新図書館）設計競技審査結果決定	
		5	㊸新文化会館栄地区設計競技審査結果決定	
		9	○書誌データの入力開始 ○新図書館基本設計完了	
1988	昭和63	4	○新図書館用図書の収集開始	
		6	○新図書館実施設計完了	
		10	⑪愛知県議会が新図書館建設予算を可決	
1989	平成元	1	⑲新文化会館名城地区（新図書館）起工式	⑧「平成」と改元
		3	⑳新文化会館栄地区起工式	
		4		①消費税（3%）導入

		7		⑮世界デザイン博覧会開幕（～11/26、於名古屋市）
1990	平成2	6	⑤第一期朗読協力員養成講座開催（～翌年3/19、会場：愛知県社会福祉会館）	
		10	⑩新図書館竣工	
		11	⑯新図書館への図書資料移転開始 ○旧図書館が業務を縮小	
1991	平成3	1	⑯愛知県勤労会館労働図書資料室から国連寄託資料が移転	
		2	⑮移転作業終了	
		3	⑯旧図書館閉館 ⑳「愛知芸術文化センター条例」公布（施行4/1）	
		4	①総務部に愛知芸術文化センターを所管する文化振興局設置、愛知芸術文化センター発足、愛知県陶磁資料館を愛知県教育委員会から総務部文化振興局へ所管替、移動図書館業務を愛知県教育委員会から当館へ移管、収集方針施行 ⑲愛知芸術文化センター愛知県図書館開館式、「愛知芸術文化センター愛知県図書館規則」公布（4/20 施行） ⑳開館 ○第一期図書館電算システム運用開始 ○郵便による協力貸出業務開始	①設楽町民図書館開館 ②半田市立亀崎図書館開館
		5	⑭移動図書館運行開始	⑩名古屋市南図書館移転開館
		6	⑦第二期朗読協力員養成講座開催（～翌年3/27） ⑬文化庁が当館所蔵の国絵図を調査	
		7	①「愛知県郷土資料月報」第339号を旧図書館から引き継ぎ刊行 ④専門図書館協議会中部地区協議会総会を担当館として開催 ○「国連資料情報」を愛知県勤労会館労働図書資料室から引き継ぎ刊行	①碧南市立図書館が碧南市民図書館と改称 ②東浦町中央図書館開館
		8	④名画鑑賞会開始 ○「愛知県郷土資料・地方行政資料速報」第101報を旧図書館から引き継ぎ刊行	
		9	○当館資料所蔵情報等の検索のため愛知県勤労会館労働図書資料室及び愛知県議会図書室とオンラインネットワーク（後のAICHI.LLネット）接続試行開始（愛知県勤労会館労働図書資料室9/1、愛知県議会図書室9/20）	
		10	⑭愛知県議会総務企画委員会調査	
		11	②参議院文教委員会調査 ⑮県政功労者協会調査 ⑳東海北陸地区公共図書館研究集会を担当館として開催（～11/29） ⑩館報『年魚市（アユチ）』創刊	
		12	⑪当館建築が「中部建築賞」（中部建築賞協議会）受賞 ⑳「愛知県郷土資料分類表」改訂3版作成	
1992	平成4	1	⑨当館建築が「名古屋市都市景観賞」（名古屋市）受賞	
		2	⑮旧図書館からの講演会「文化講座」を引き継いで開催（以後1998年度まで毎年度開催）	
		3	⑮第1回愛知県図書館協議会（以後2005年度まで毎年度開催） ⑮「愛知県個人情報保護条例」公布（10/1 施行）	⑩名古屋市南図書館移転開館
		4	①オンラインネットワークの正式供用開始、財団法人愛知県文化振興事業団設立	

		6		②長久手町中央図書館開館
		7		⑤西春町図書館開館 ①幡豆町立図書館開館
		9	⑩『事業年報』創刊	
		10	⑩文化会館閉館式 ⑧「愛知芸術文化センター管理規則」公布（施行 10/30）（「愛知芸術文化センター愛知県図書館規則」廃止） ⑨愛知芸術文化センター（栄地区）開館式、名古屋港水族館開館	
		11	⑦第 78 回全国図書館大会を担当県として開催（～11/19、会場：愛知芸術文化センターほか） ⑥第 24 回国連寄託図書館会議を担当館として開催（～11/27）	③赤羽根町図書館開館
1993	平成 5	1	⑨当館建築が「愛知県快適空間賞」（愛知県）受賞	○特許庁が公開公報 CD-ROM 版発行開始
		2	②第 1 回愛知芸術文化センター運営会議開催（以後継続開催） ⑩ CD-ROM 版特許資料閲覧システムサービス開始	
		3	⑮本県と特許庁との間で「外国特許保管寄託契約」締結	③碧南市民図書館閉館
		4	⑳ユネスコ寄託図書館の寄託停止	
		7		①碧南市民図書館移転開館
		9	⑨当館建物が「日本図書館協会建築賞」（日本図書館協会）受賞	
		10	⑪第 9 回産業関係公共図書館協議会を担当館として開催（～10/22）	
1994	平成 6	1		○特許庁が公告公報 CD-ROM 版発行開始
		3		○「県立図書館の役割と実践：都道府県立図書館の実践事例集」（文部省）公表
		4	①3階に社会人専用席 34 席を設置 ⑥協力貸出について定期便による配送開始	①西尾市岩瀬文庫設置（旧西尾市立図書館岩瀬文庫）
		6		①名古屋市西図書館改築開館 ⑨渥美町立図書館開館
		7	⑤愛知県陶磁資料館完成式	⑫美和町図書館開館
		10		①日進市制施行→日進町立図書館が日進市立図書館と改称
		11	①オンラインネットワーク・郷土資料総合目録データベースの愛称（AICHI. LL ネット・AICHI. ふるさと DB）使用開始	⑩東海北陸地区公共図書館研究協議会研修会（～11/11、於名古屋市）⑦佐屋町立杉野図書館閉館
		12	○国立国会図書館「点字図書・録音図書全国総合目録」に参加	
1995	平成 7	1	⑦本県が阪神淡路大震災被災者支援開始 ⑨当館の建築が「愛知まちなみ建築賞」（愛知県）受賞	⑦阪神淡路大震災

		2	⑮「東海北陸地区県立・指定都市立図書館資料相互貸借協定」（富山県・石川県・福井県・岐阜県・三重県・名古屋市・本県）締結	⑩祖父江町中央図書館開館
		3		①佐屋町立図書館移転開館 ⑮豊田市こども図書室設置
		5		⑲「地方分権推進法」公布
		6	⑯「資料収集重点5か年計画」策定 ⑳愛知県と情報処理振興事業協会（IPA）との間でパイロット電子図書館総合目録ネットワークプロジェクトに関わる「貸借に関する覚書」の締結	
		9	㉑パイロット電子図書館総合目録ネットワークプロジェクト運用開始	
		10		○南知多町市民会館図書室開館
		11		㉒Windows95 日本語版発売
1996	平成 8	1	⑲当館の建築が「公共建築賞」（公共建築協会）受賞	⑤幸田町立図書館開館
		4	○AV・マイクロ室のカウンター業務を外部委託	①飛島村図書館開館
		5	⑳愛知県女性総合センター（ウィルあいち）オープン	
		8	①東海北陸地区県立・指定都市立図書館長会議を担当館として開催（～8/2） ⑱江蘇省友好提携図書コーナー設置	
		10	①本県及び当館 Web サイト開設	
1997	平成 9	1	⑮『愛知県郷土資料総合目録』第4集刊行（愛知図書館協会）	
		6	⑩中国図書・出版事情調査（～6/19、於江蘇省） ⑰あいち国際プラザオープン	
		7		⑧名古屋市富田図書館開館 ⑩名古屋市楠図書館開館 ⑬名古屋市楠文庫廃止
		11		⑱蟹江町立図書館閉館
1998	平成 10	2	㉑県庁本庁舎と名古屋市役所本庁舎が国の文化財建造物に登録	
		4	①県立大学移転開学（於長久手町）	①豊田市が中核市に
		6		⑬蟹江町図書館移転開館
		7		⑥つぐグリーンプラザ開所
		8	⑳公共図書館司書等専門研修（東海・北陸地区）を担当館として開催（～9/4）	⑳豊田市図書館閉館
		10	①東海北陸地区公共図書館研究集会を担当館として開催（～10/2）	
		11		③豊田市中央図書館移転開館
		12	㉒「愛知県行政改革推進計画：愛知県第三次行革大綱」策定	
1999	平成 11	3	㉓特許公報類地方閲覧所の指定解除、『愛知県史』全60巻の創刊巻「資料編6 古代1」刊行	㉓特許電子図書館（IPDL）サービス開始
		4		①豊橋市が中核市に、「平成の大合併」始まる。

				⑩名古屋ポストン美術館 開館式
		5		⑭「行政機関の保有する 情報の公開に関する法 律」(情報公開法) 公布
		7		⑯豊川市中央図書館移転 開館、合併特例法の改正 を含む「地方分権の推 進を図るための関係法 律の整備等に関する法 律」 (地方分権一括法) 公布 ⑳「民間資金等の活用 による公共施設等の整 備等の促進に関する法 律」 (PFI推進法) 公布
		8		㉑春日井市立図書館閉 館 ○国会「子ども読書年 に関する決議」採択→ 2000年を「子ども読 書年」に
		9		㉒名古屋港図書館改 築開館
		10	㉓第二期図書館電算 システム運用開始	
		11		㉔春日井市図書館移 転開館
2000	平成 12	3	③移動図書館車「い ずみ号」最終巡回(於 設楽町、3/31 事業 廃止) ㉕「愛知県公文 書公開条例」を全部 改正した「愛知県情報 公開条例」公布	
		4	①県本庁組織再編(8 部体制スタート、県民 生活部に愛知芸術文化 センター等を所管する 文化学事課設置)、移 動図書館車「いずみ号 」を田原町に譲渡、移 動図書館に代えて貸出 文庫を開始	①学術情報センターを 改組して国立情報学研 究所(NII)設立
		5		⑤刈谷市富士松図書 館開館、国際子ども 図書館開館
		6		⑩名古屋市北図書館 移転開館
		7		⑱音羽町図書館開館 ○富山村教育文化セ ンター森遊館開館
		9	㉖東海豪雨(～9/12)	⑥東海北陸地区県立・ 指定都市立図書館長 会議開催(～9/7、於 名古屋市)
		11	⑥新任図書館長研 修の副会場に(～11/15) (以後継続) ○県内 図書館の相互貸借資料 について定期便を利用 した運行開始	③津島市立図書館開 館
2001	平成 13	1		⑥中央省庁再編(1府 12省庁)
		3	⑥新 Web サイト・蔵 書検索公開 ㉗訓令「行 政資料の収集及び閲覧 に関する規程」を全部 改正	
		4	⑱県民意見提出制 度(パブリックコメント) 開始 ○岐阜県図書館・三 重県立図書館への定 期便を開設	①木曾川町立図書館 開館

		7		⑱文部科学省告示「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」公布
		9		⑪同時多発テロ ○田原町で移動図書館車「いずみ号」が巡回開始
		10	○「愛知県内公共図書館所蔵継続雑誌・新聞総合目録」（フロッピーディスク版）を作成し参加館に配布	⑨名古屋市熱田図書館移転開館 ⑳名古屋市東図書館移転開館
		12	⑰「改訂愛知県第三次行革大綱：県庁改革プログラム」策定	⑦「文化芸術振興基本法」公布 ⑫「子ども読書活動推進法」公布
2002	平成 14	3	○「愛知県内公共図書館所蔵継続雑誌・新聞総合目録」を Web サイトで公開	
		4	⑳生涯学習情報システム「学びネットあいち」運用開始 ○図書貸出冊数・期間：3冊 15日→6冊 22日間、AV資料貸出開始（3点 15日間）、○A機器使用優先席開設	②美浜町図書館開館
		5	○CD-ROM資料閲覧用パソコン提供開始	
		7		⑪名古屋市南陽文庫廃止 ⑫名古屋市南陽図書館開館
		8	○インターネット情報閲覧のための利用者用パソコン提供開始	②田原町図書館開館
		9	○AICHI. LL ネットについてインターネット経由での接続開始	
		10	④愛知芸術文化センター（栄施設）開館 10 周年を迎え「あいち芸術文化フェスタ 2002」開催（～12/1）	⑦国立国会図書館関西館開館
		11		①名古屋市中川図書館移転開館
2003	平成 15	1	⑬愛知県生涯学習推進センターオープン ○県内公共図書館横断検索システム公開	
		4		①岡崎市が中核市に ②西尾市岩瀬文庫が古書ミュージアムとしてリニューアル開館
		5		⑳「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）公布
		6		⑬「地方自治法の一部を改正する法律」公布（指定管理者制度を創設）
		7	①携帯電話用サイト公開	
		8	⑳「愛知文化芸術行動プラン」策定	⑳田原町と赤羽根町が合併し田原市が発足→田原町図書館・赤羽根町図書館がそれぞれ田原市中央図書館・田原市赤羽根図書館と改称
		9	⑩東海北陸地区県立・指定都市立図書館長会議を担当館として開催	

		10	⑳デジタルアーカイブ「絵図の世界」公開 ○「愛知県図書館のあり方に関する報告書」策定	①稲武町が北設楽郡から東加茂郡に編入
		12	④東海北陸地区公共図書館研究集会を担当館として開催（～12/5）	
2004	平成 16	3	⑥国立国会図書館レファレンス協同データベース事業に参加館登録 ○「愛知県子ども読書活動推進計画：いきいきあいっ子を育むために」策定	
		4		①国立国会図書館レファレンス協同データベース・事業運用開始 ⑤図書館で初めて指定管理者制度を導入した山中湖情報創造館（山梨県南都留郡山中湖村）が開館
		5	①富山県立図書館との間で定期便を開設	
		7	○当館 Web サイトを全面改訂	⑮名古屋市志段味図書館開館
		9		⑥木曾川町立図書館を木曾川町立玉堂記念図書館に改称
		10		①瀬戸市と近隣大学間での「大学コンソーシアムせと」連携事業で相互貸借開始、日本初の P F I 方式による桑名市立中央図書館開館
		11	⑯図書館地区別研修（東海・北陸地区）を担当館として開催（～11/19）	①東海地区図書館協議会発足
		12	㉑全部改正した「愛知県個人情報保護条例」公布	
2005	平成 17	1		㉒「地域の情報ハブとしての図書館：課題解決型の図書館を目指して」（図書館をハブとしたネットワークの在り方に関する研究会）公表
		2	⑰中部国際空港・県営名古屋空港開港 ⑲利用者参加型企画「図書館探検ツアー」実施 ㉑「あいち行革大綱 2005：あいち新時代へのチャレンジ」策定 ○県内図書館横断検索システムの実称を公募で「愛蔵くん」に決定	
		3	⑥リニモ（東部丘陵線）開業 ⑲貸出・返却業務の1階カウンターへの集約、ビジネス情報コーナー・ティーンズコーナー開設 ⑤「愛・地球博」（2005年日本国際博覧会）開幕（～9/25）	⑳豊田加茂広域市町村圏移動図書館廃止
		4	①組織再編：4課（管理課・資料課・サービス第一課・サービス第二課）→3課（総務課・資料支援課・サービス課）、自然落下式シューター（資料請求票搬送設備）運用開始 ⑤「愛知県図書館と富山県立図書館間の図書館資料相互貸借の推進に関する協定書」締結（5/1 施行）	①稲沢市と祖父江町・平和町が合併し新稲沢市が発足→祖父江町中央図書館・平和町立図書館がそれぞれ稲沢市立祖父江の森図書館・稲沢市立平和町図書館と改称、一宮市と尾西市・木曾川町が合

			併し新一宮市が発足→尾西市立図書館・木曾川町立玉堂記念図書館がそれぞれ一宮市立尾西図書館・一宮市立玉堂記念木曾川図書館と改称、佐屋町・立田村・八開村・佐織町が合併し愛西市が発足→佐屋町立図書館が愛西市中央図書館と改称、豊田市と藤岡町・小原村・足助町・下山村・旭町・稲武町が合併し新豊田市が発足
	5	⑪「東海地区図書館協議会資料相互利用に関する協定」締結	⑥名古屋市山田図書館開館
	6	⑯「東海三県県立図書館間の図書館資料相互貸借の推進に関する協定」締結（本県・岐阜県・三重県）	
	7		⑦西枇杷島町・清洲町・新川町が合併し清須市が発足 ⑳「文字・活字文化振興法」公布
	10		①田原市・渥美町が合併し新田原市が発足→渥美町立図書館が田原市渥美図書館と改称、設楽町・津具村が合併し新設楽町が発足→つぐグリーンプラザ（図書室）が設楽町教育委員会の所管に、新城市と鳳来町・作手村が合併し新新城市が発足
	11	⑮館報『年魚市（アユチ）』を『あゆち：愛知県図書館報』と改題・リニューアル発行	㉑豊根村・富山村が合併し新豊根村が発足→富山村教育文化センター森遊館が豊根村教育委員会の所管（豊根村教育文化センター森遊館）に
	12	⑥来館者アンケート実施（2回目を12/11実施、以後毎年度継続実施）	
2006	平成 18	1	①岡崎市・額田町が合併し新岡崎市が発足→岡崎市立図書館・額田町立図書館がそれぞれ岡崎市立中央図書館・岡崎市立額田図書館と改称
		2	①豊川市・一宮町が合併し新豊川市が発足
		3	⑰資料配置の大幅変更（3階：人文科学・社会科学・地域資料、4階：自然科学・科学技術・国連資料→3階：人文科学・地域資料、4階：社会科学・自然科学・国連資料）、多文化サービスコーナー開設 ㉒DVDビデオ貸出開始
			⑳師勝町・西春町が合併し北名古屋市が発足→師勝町図書館・西春町図書館がそれぞれ北名古屋市東図書館・北名古屋市西

			図書館と改称 ○「これからの図書館像：地域を支える情報拠点を目指して」（これからの図書館の在り方検討協力者会議）刊行
		4	①県民生活部に愛知芸術文化センター等を所管する文化芸術課設置、愛知県図書館協議会を愛知芸術文化センター運営会議図書館専門委員会へ改組
		5	○名古屋大学・名古屋市立大学・南山大学の各図書館と県図書館との間での定期便の実証実験開始
		6	⑬第1回図書館専門委員会（以後継続して毎年度開催）
		7	⑮愛・地球博記念公園（モリコロパーク）オープン
		10	⑯国立情報学研究所の目録所在情報サービス（NACSIS-CAT）に参加
		11	
		12	
			①稲沢図書館閉館
			①稲沢市立中央図書館移転開館
			⑬第61回国連総会で「障害者権利条約」採択 ⑳全部改正した「教育基本法」公布
2007	平成 19	1	⑰全国読書フェスティバル愛知大会（会場：ウィルあいち）開催
		3	⑰第三期図書館電算システム運用開始
		4	①愛知県公立大学法人発足 ○祝日開館開始
		5	
		6	
			①専門図書館協議会中部地区協議会事務局機能を専門図書館協議会事務局（東京）へ移管
			①愛知医科大学と瀬戸市立図書館等近隣図書館連携による健康支援事業開始
			㉗「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）の一部を改正する法律」公布（自治体の長がスポーツ及び文化（文化財保護に関するものを除く）に関することを所管できるように改正）
		8	㉘愛知県議会総務県民委員会調査
		9	②おはなし会の定期開催開始
			⑤東海北陸地区県立・指定都市立図書館長会議（於名古屋市）
		12	㉙「文化芸術創造あいちづくり推進方針」発表
2008	平成 20	1	
			⑮豊川市と音羽町・御津町が合併し新豊川市が発

				足→音羽町図書館・御津町図書館がそれぞれ豊川市音羽図書館・豊川市御津図書館と改称
		3	㉔「愛知県図書館と石川県立図書館間の図書館資料相互貸借の推進に関する協定」締結（4/1 施行）	
		4	①地方機関再編、全部改正した「愛知県図書館資料収集方針」施行	
		6		⑥国会「国民読書年に関する決議」採択→2010年を「国民読書年」に ⑪「社会教育法等の一部を改正する法律」公布→図書館法・公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準の改正
		7		⑲小牧市えほん図書館開館
		8	⑲平成 20 年度戦略的大学連携支援事業（文部科学省）に代表校・愛知県立大学「共同図書環（館）のネットワークシステムの構築と新たな教養教育プログラムの開発」が選定（公共機関から当館と長久手町が参加）	
		10		①日進市立図書館移転開館 ⑩東海北陸地区公共図書館研究集会（～10/31、於名古屋市中川区）
		11		①岡崎市図書館交流プラザりぶら開館（岡崎市立中央図書館移転開館）
2009	平成 21	1	㉔全国公共図書館総合・経営部門研究集会を担当館として開催（～1/23）	
		3	⑳デジタルアーカイブ「絵はがきコレクション」公開	③岡崎市図書館協会解散、中部図書館学会解散
		4	①「愛知県図書館資料選択基準」施行	①一宮市子ども文化広場を一宮市立図書館に移管し一宮市立子ども文化広場図書館と改称
		6		⑲障害者の情報利用の機会の確保のための措置を規定するなどした「著作権法の一部を改正する法律」公布 ⑳中部図書館情報学会創立
		7	○全国視覚障害者情報提供施設協会「ないぶネット」に加入	①「公文書等の管理に関する法律」（公文書管理法）公布
		9	○「愛知県子ども読書活動推進計画（第二次）：いきいきあいっ子を育むために」策定	
		10	①愛知県産業労働センター（ウインクあいち）オープン	①清須市・春日町が合併し新清須市発足

		11	⑬企画展示「開館から 50 年 愛知県文化会館 愛知図書館」(～1/13)、愛知県子ども読書活動推進大会(愛知県教育委員会主催)(以後継続開催) ○「調べ方ガイド」発行	
		12		⑧図書館地区別研修(東海・北陸地区)(～12/11、於名古屋市)
2010	平成 22	1		④みよし市市制施行→三好町立中央図書館がみよし市立中央図書館と改称
		2	⑮「第五次行革大綱:確かな未来へ 県行政の質の向上とさらなる協働」発表	①豊川市・小坂井町が合併し新豊川市が発足
		3	⑳愛知県勤労会館閉館に伴い労働図書資料室(旧国連寄託図書館)閉室	②七宝町・美和町・甚目寺町が合併しあま市が発足→美和町図書館があま市美和図書館と改称 ㉑「平成の大合併」終了 ○『中部図書館情報学会誌』創刊
		4	①あいち労働総合フロアがウインクあいち内にオープン ○当館 Web サイトを全面改訂	
		5		⑥名古屋市徳重図書館開館
		8	㉒国際芸術祭「あいちトリエンナーレ 2010」開幕(～10/31) ㉓東海北陸地区県立・指定都市立図書館長会議を担当館として開催	⑰国立国会図書館サーチ 開発版公開
		10	⑱生物多様性条約第 10 回締約国会議「COP10」開催(～10/29) ㉔生物多様性条約第 10 回締約国会議閣僚級会合開催(～10/29) ㉕生物多様性条約第 10 回締約国会議において「名古屋議定書」と「愛知ターゲット」採択	
		11	㉖東海北陸地区公共図書館研究集会を担当館として開催(～11/26)	
2011	平成 23	3	⑩Twitter 開始 ⑪県庁に災害対策本部設置・被災地支援開始、企画展示「愛知県図書館開館 20 周年記念展」(～5/11) ㉗国連寄託図書館指定解除、特許資料の閲覧終了 ○本県に避難された東日本大震災被災者の方を対象に在住・在勤条件を緩和して利用カード発行開始	①東日本大震災
		4		①西尾市と一色町・吉良町・幡豆町が合併し新西尾市が発足→一色町学びの館・吉良町立図書館・幡豆町立図書館がそれぞれ西尾市立一色学びの館・西尾市立吉良図書館・西尾市立幡豆図書館と改称
		5		㉘国立国会図書館「歴史的音源」(れきおん)提供開始

		6	㉓当館など愛知芸術文化センター・県文化振興事業団について包括外部監査実施（～11/28）	
		9	㉑遠隔地返却制度試行開始	
		10		○定住自立圏協定締結により刈谷市において東浦町在住・在勤・在学者へ貸出開始
		11	㉒デジタルアーカイブ「貴重和本デジタルライブラリー」公開 ㉔図書館地区別研修（東海・北陸地区）を担当館として開催（～12/2）	
		12	○「行政大綱に係る重点改革プログラム」策定	
2012	平成 24	1	㉕包括外部監査結果公表（愛知県公報）	④長久手市市制施行→長久手町中央図書館が長久手市中央図書館と改称、国立国会図書館「歴史的音源」（れきおん）の公立図書館への配信（試行）開始 ⑥国立国会図書館サーチ供用開始
		3	⑨視覚障害者資料室利用者を「視覚による表現の認識に障害のある者」へ拡大することに伴い規程類を整備・施行、国立国会図書館「歴史的音源」（れきおん）の館内での配信（試行）開始	
		4	①東三河県庁スタート、遠隔地返却制度正式運用開始、公益財団法人愛知県文化振興事業団設立	
		6		㉗国立国会図書館がデジタル化資料を図書館向けに送信することを可とするなど規定した「著作権法の一部を改正する法律」公布
		7	②国立国会図書館「歴史的音源」（れきおん）の配信提供参加館に	②国立国会図書館「歴史的音源」（れきおん）の公立図書館への配信運用本格実施 ⑦清須市立図書館開館 ⑧東海地区図書館協議会理事会（於名古屋）
		9		⑩一宮市立豊島図書館閉館
		12	㉖施設管理業務を指定管理者が行うことについて愛知県議会にて可決	⑨文部科学省告示「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」公布
2013	平成 25	1	⑪音楽CD等録音資料の協力貸出試行開始 ○「あいちラストワン・プロジェクト」試行開始	⑩一宮市立中央図書館移転開館
		2	㉘AV室での館内視聴サービス終了	
		3	○「愛知県生涯学習推進計画：自己を高め、地域とつながり、未来を築く生涯学習社会」策定	

		4	①施設管理に指定管理者制度を導入	①高浜市と東浦町との間で図書館相互利用協定締結（高浜市と東浦町の在住・在勤・在学者の相互利用開始）
		5		③「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）公布
		6	①愛知県陶磁資料館を「愛知県陶磁美術館」と改称	②「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）公布
		7	①広報広聴課による県政世論調査「愛知県図書館の利用状況とサービスについて」実施（～7/20） ○音楽CD等録音資料の協力貸出正式運用開始	
		8	⑩国際芸術祭「あいちトリエンナーレ2013」開幕（～10/27）	
		10		○豊川市一宮生涯学習会館図書室・豊川市小坂井生涯学習会館図書室がそれぞれ豊川市一宮図書館・豊川市小坂井図書館と改称
2014	平成 26	1		⑥設楽町民図書館移転開館 ②①国立国会図書館（図書館向け）「デジタル化資料送信サービス」開始
		2	②⑤国連寄託資料のうち文書（ドキュメント）・公式記録の閲覧サービス提供終了 ○「あいちビジョン2020：日本一の元気を暮らしの豊かさに」策定	
		3	④⑭第四期図書館電算システム運用開始、「愛知県内図書館雑誌・新聞総合目録」リニューアル公開、利用者用インターネット情報閲覧端末を2階に集約 ○名古屋大学・名古屋市立大学・南山大学の各図書館と県図書館との間の定期便の実証実験が終了 ○「愛知県子ども読書活動推進計画（第三次）：読書が好き！と言える子どもの育成を目指して」策定	①⑦大府市中央図書館閉館
		4	○郵送申し込みによる利用カード発行開始、利用登録に在住在勤要件廃止 ○ナクソス・ミュージック・ライブラリー配信開始	①専門図書館協議会中部地区協議会が専門図書館協議会（東京）に一元化
		6		②⑦「学校図書館法の一部を改正する法律」公布（学校司書の設置を規定）
		7		①おおぶ文化交流の杜図書館開館、おおぶ文化交流の杜図書館が電子書籍サービスの提供を開始（県内初）

		8	⑧「愛知県図書館の基本的な運営方針：すべての県民に役立つ拠点図書館をめざして」（前半5年の行動計画含む。）策定	⑳東海北陸地区県立・指定都市立図書館長会議（於名古屋市）
		10	○「あいちラストワン・プロジェクト」正式運用開始	
		12	⑩県庁本庁舎・名古屋市役所本庁舎が国の重要文化財に指定 ⑲「しなやか県庁創造プラン：愛知県第六次行革大綱」策定	
2015	平成 27	2	㉕一部の参考図書類・雑誌を除き旧国連寄託図書館資料の提供サービス終了	
		3		㉔特許電子図書館（I P D L）サービスが終了し特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）へ移行（3/23～）
		4		④豊橋市大清水図書館開館
		5	⑮国立国会図書館の「デジタル化資料送信サービス」提供開始 ○学校図書館活性化事業（2015年度）（愛知県教育委員会）に協力して県立学校（豊田東高校・蒲郡高校・名古屋聾学校）への協力貸出実施	
		6	㉖「福井県立図書館と愛知県図書館間の図書館資料相互貸借の推進に関する協定」締結（7/1 施行）	⑮名古屋市瑞穂図書館（旧館）閉館
		7	⑩愛知・名古屋戦争に関する資料館オープン	⑩名古屋市瑞穂図書館移転開館
		9		㉕国連総会で「持続可能な開発目標」（SDGs）採択
		10		㉒東海北陸地区公共図書館研究集会（～10/23、於名古屋市瑞穂区）
		12	㉒「愛知県障害者差別解消推進条例」公布	
2016	平成 28	3	⑮企画展示「開館 25 周年記念 愛知県図書館の 25 年」（～6/8）	
		4	㉖熊本地震による被災者・避難者へ簡易な手続きによる利用カード発行開始	⑭熊本地震
		7		①都道府県立図書館サミット 2016（於塩尻市市民交流センター） ②みよし市立中央図書館移転開館 ⑫名古屋市緑図書館改築開館
		8	⑪国際芸術祭「あいちトリエンナーレ 2016」開幕（～10/23）	
		10	⑱「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」公布 ⑲「第 31 回国民文化祭・あいち 2016」開催（～12/3）	
		11	①愛知芸術文化センター（栄施設）改修工事着手による施設の休館開始 ③入館者 2000 万人達成	㉑図書館地区別研修（東海・北陸地区）（～12/2、於名古屋市）

		12	③「第16回全国障害者芸術・文化祭あいち」開催（～12/11） ⑨愛知芸術文化センターが「平成28年度地域創造大賞（総務大臣賞）」受賞	
2017	平成29	2		①安城市中央図書館閉館
		3	②⑤フォーラム「図書館のチカラ」開催	
		4	①遠隔地返却システム運用開始	
		6		①安城市図書情報館開館、まるはち横断検索実施（名古屋市） ②③「文化芸術振興基本法の一部を改正する法律」公布（「文化芸術振興基本法」→「文化芸術基本法」）
		7	⑭Facebook 開始	
		8	⑩③⑩東海北陸地区県立・指定都市立図書館長会議を担当館として開催	
		10	⑦学校の定期試験期間中に大会議室を学習室として開放することを開始 ④④東海北陸地区公共図書館研究集会を担当館として開催（～10/25）	
		11	⑩③⑩あいち航空ミュージアムオープン	
2018	平成30	1	④④メールマガジン発行	
		2	①企画展示「二度目の旅は図書館から『魅力対決!豊橋VS田原』in 県図書」（～2/28）（連携：豊橋市図書館・田原市図書館）	⑬岡崎市立額田図書館移転開館
		3	①⑥1階エントランスを図書の展示や講座・イベントを実施する空間「Yotteko（ヨッテコ）」としてリニューアルオープン、「読書のバリアフリーコーナー」開設 ②⑦「愛知県文化芸術振興条例」公布、「しなやか県庁創造プラン」個別取組事項結果公表 ○稲沢市立中央図書館を經由して杏和高校・蒲郡市立図書館を經由して蒲郡高校へ協力貸出実施 ○東三河コーナー開設 ○「第2期愛知県生涯学習推進計画」策定	
		4	①県民生活部→県民文化部、一部改正した「愛知県図書館収集方針」施行、雑誌の協力貸出試行	①春日井市高蔵寺まなびと交流センター図書館開館
		6	①⑤在架図書のオンライン予約試行開始	⑧文化財保護法及び地教行法の一部改正法公布（自治体の長が文化財保護に関することを所管できるよう改正） ②⑧平成30年7月豪雨（西日本豪雨）（～7/8）
		7	②⑥平成30年7月豪雨（西日本豪雨）による被災者・避難者へ簡易な手続きで利用カード発行開始 ○「あいち文化芸術振興計画2022」策定	⑤政令指定都市立図書館長会議（～7/6、於名古屋市）
		8	○国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービスにデータ提供館として参加	
		9	④④台風21号接近に伴い午後から初めて臨時休館 ⑬在架図書のオンライン予約正式運用開始	
		10	①①雑誌の協力貸出の正式運用開始	⑧名古屋ボストン美術館閉館

		11	①広報広聴課による県政世論調査「愛知県図書館の利用状況とサービスについて」(～11/20) ⑬図書館地区別研修(東海・北陸地区)を当番館として開催(～11/16) ⑰愛知県議会総務県民委員会調査 ○観光情報コーナー開設	
2019	平成 31	1	⑪企画展示「二度目の旅は図書館から(第2回)『蒲郡—海辺のまちの戦国時代』」(～2/27)(連携:蒲郡市立図書館)	④東海市立横須賀図書館開館
		2	○「愛知県子供読書活動推進計画(第四次):未来へつなぐ、いつも本のある暮らし」策定	⑳「ジャパンサーチ」試験版公開
		3	㉑「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条第一項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例」公布 ㉒「愛知県図書館の基本的な運営方針」後半5年の行動計画策定	
		4	①本庁組織の再編(局制の導入:県民文化部→県民文化局、知事部局にスポーツ局設置) ⑤愛知芸術文化センター(栄施設)改修工事完了・全館オープン	
	令和元	5		①「令和」と改元
		6		⑦第九次地方分権一括法による地教行法・図書館法始め関係法令の改正(地域振興や観光担当部局等と連携した図書館運営を積極的にできるような制度改正が進展)、図書館の設置及び運営上の望ましい基準一部改正 ㉓「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(読書バリアフリー法)公布、「日本語教育の推進に関する法律」(日本語教育推進法)公布
		7	①本県が「SDG s 未来都市」(内閣府)に選定	
		8	①国際芸術祭「あいちトリエンナーレ2019」開催(～10/14) ③「愛知県SDG s 未来都市計画」策定	㉔都道府県立図書館サミット2019(於県立長野図書館)
		11	③「高校生ビブリオバトル愛知県大会2019」開催(主催:愛知県教育委員会、会場:愛知県図書館)(以後継続開催) ②「G20 愛知・名古屋外務大臣会合」開催(～11/23)	
		12	⑬企画展示「二度目の旅は図書館から(第3回)『もう一つの東海道—佐屋路を歩く』」(～3/1)(連携:津島市立図書館・愛西市中央図書館・名古屋市中村図書館)	○中国武漢市で新型コロナウイルス感染症を確認
2020	令和 2	1	①第五期図書館電算システム運用開始 ④デジタルアーカイブ「画像コレクション」公開 ○県内で新型コロナウイルス感染者確認	
		2	○2月以降県内で新型コロナウイルス感染者の発生が続く。	㉕大口町立図書館が新型コロナウイルス感染症拡大防止のため午後から臨

			時休館（～6/1）（以後県内各図書館において臨時休館措置が続く）
	3	⑩新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休館（～6/1） ⑬『愛知県史』（全58巻）最終巻刊行 ⑰特設窓口での予約資料の貸出サービス開始（～4/19） ⑲特定非常災害に指定された災害の被災者・避難者等へのサービスについての取決めを策定 ⑳「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条第一項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例及び愛知県局設置条例の一部を改正する条例」公布	②全国の小中学校・高校が一斉休校 ⑬新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正法公布 ⑳東京2020オリンピック・パラリンピック延期決定
	4	①愛知県教育委員会所管の文化財保護業務を知事部局へ移管（文化芸術課に文化財室を設置） ⑩本県独自の緊急事態宣言発出（～5/26） ⑯国が緊急事態宣言の対象区域に愛知県を指定（～5/14）	
	5	⑲特設窓口での予約資料の貸出サービス再開 ⑳YouTube 愛知県図書館チャンネル開始	
	6	②再開館 ③閲覧席・禁帯出資料・コピーの利用制限緩和	
	7	⑩書面開催による図書館専門委員会開催、食堂・喫茶コーナー再開	⑭文部科学省・厚生労働省「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（読書バリアフリー基本計画）策定
	8	⑥愛知県独自の緊急事態宣言発出（～8/24）、緊急事態宣言期間中の返却期限・予約取置期間を延長	⑳「ジャパンサーチ」正式版公開
	10	④5階会議室の学習室開放再開 ⑨閲覧席の利用制限緩和 ㉑講演会（「文化芸術に関する連続講座」）再開 ⑬愛知県議会が電子書籍サービス事業費など新型コロナウイルス感染症緊急対策事業費を含む令和2年度一般会計補正予算を可決	
	11	⑯「あいちビジョン2030：暮らし・経済・環境が調和した輝くあいち～危機を乗り越え、愛知の元気を日本の活力に～」策定 ㉒あいち朝日遺跡ミュージアムオープン	
	12		⑳小牧市立図書館閉館
2021	令和3	1	⑭国が緊急事態宣言の対象地域に愛知県を指定（～2/28） ⑮緊急事態宣言期間中の貸出回数延長制限を撤廃 ㉓電子書籍サービス運用開始
		3	㉒読書バリアフリー法に規定する地方公共団体の計画としての性格を持つ「あいち障害者福祉プラン2021-2026」策定 ㉔「愛知県図書館と東三河地域の市町村及び観光団体との地域振興に係る情報発信の連携・協力に関する協定」締結
			㉕小牧市中央図書館開館

2021（令和3）年4月20日 開館30周年

資料5 開館30周年記念事業一覧

展示・イベントタイトル	期間等
大人も読もう！子どもの本 【資料展示】	期間：2021年3月19日（金）～5月12日（水） 会場：1階Yotteko
話題になった本で振り返る平成の30年 【資料展示】	期間：2021年3月19日（金）～6月9日（水） 会場：1階Yotteko
愛知県図書館開館30周年記念展 【資料展示】	期間：2021年4月9日（金）～7月7日（水） 会場：1階Yotteko ※2021年11月3日（水）～11月7日（日）、「久屋ぐるっとアート」参加イベントとして愛知芸術文化センター（栄施設）地下2階アートプラザ内ビデオルームでも展示
音楽で振り返る30年 【資料展示】	期間：2021年4月9日（金）～7月7日（水） 会場：1階AV室
第165回芥川賞・直木賞候補作家たちと過去30年の直木賞候補作 【資料展示】	期間：2021年6月25日（金）～8月11日（水） 会場：1階Yotteko
開館30周年記念リベラルアーツカフェ第1回 楽器大国ニッポンができるまで 【講演会】	期日：2021年7月21日（水） 会場：5階大会議室 参加者：50人
地域資料展示 尾張の村々 【資料展示】	期間：2021年8月13日（金）～12月8日（水） 会場：3階地域資料コーナー
雑誌で振り返る30年 【資料展示】	期間：2021年8月13日（金）～2022年3月1日（火） 会場：2階新聞・雑誌フロア
ノーベル賞と30年記念展示 【資料展示】	期間：2021年9月10日（金）～11月10日（水） 会場：1階Yotteko
愛知県図書館開館30周年記念講演会「公共図書館の過去・現在・未来～いかにして「知の拠点」となり、コロナ禍を乗り越えていくのか～」 【講演会】	期日：2021年10月29日（金） 会場：5階大会議室 参加者：80人
あいちのものづくり—伝統・未来— 【資料展示】	期間：2021年11月12日（金）～2022年1月12日（水） 会場：1階Yotteko
建築ワークショップ「くつろぎハウスをつくろう！」 【ワークショップ】	期日2021年11月27日（土） 会場：5階大会議室 参加者：20人（大人10人、子供10人）
開館30周年記念リベラルアーツカフェ第2回 甦る過去のイメージ～白黒写真（画像）のカラー化 【講演会】	期日：2021年12月1日（水） 会場：5階大会議室 参加者：34人
第166回芥川賞・直木賞候補作家たちと過去30年の受賞作 【資料展示】	期間：2021年12月24日（金）～2022年2月9日（水） 会場：1階Yotteko